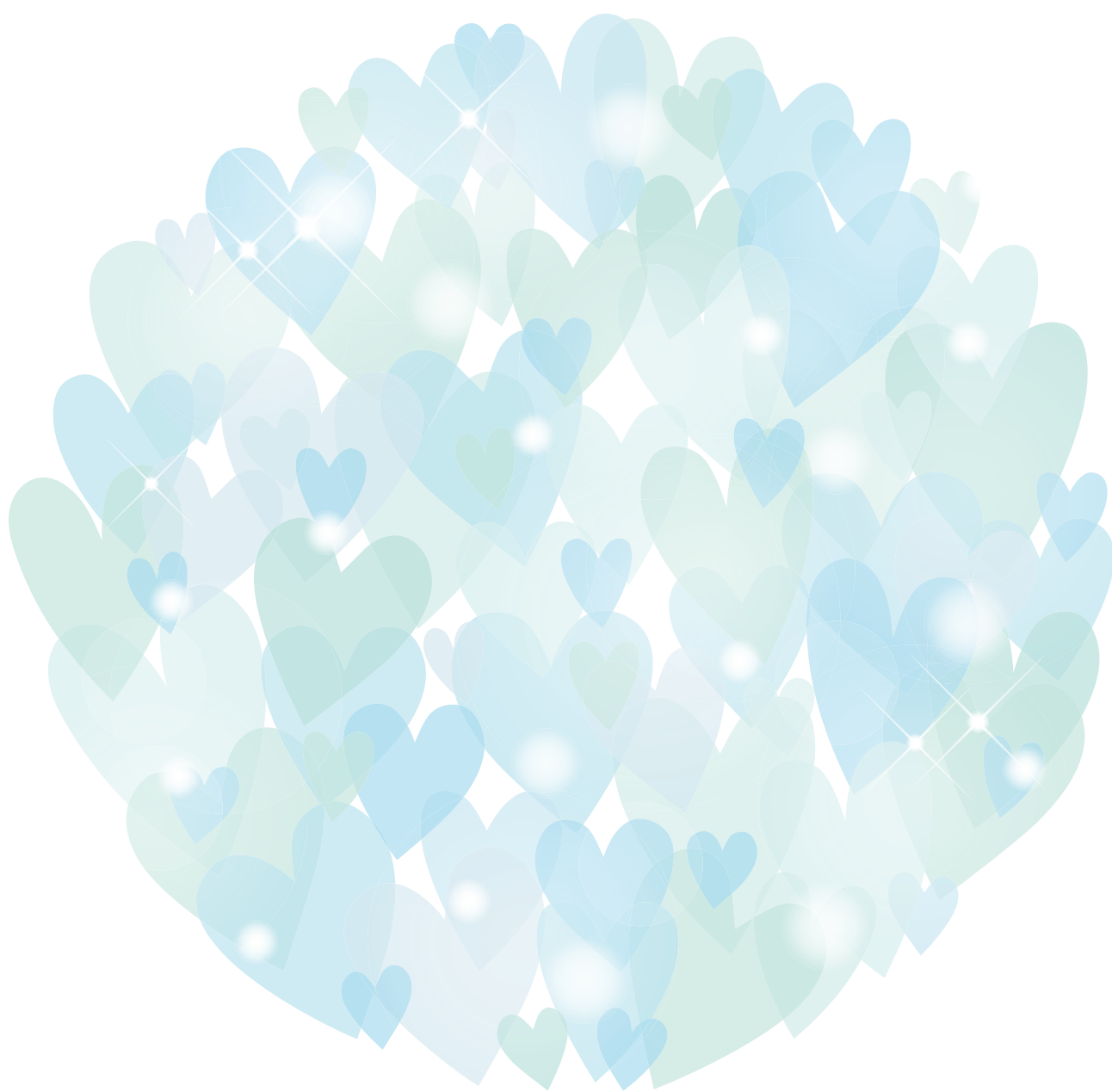


第7期富山市障害福祉計画

第3期富山市障害児福祉計画



令和6年3月

富山市

はじめに

近年、我が国では、少子・超高齢化の進行や人口減少の本格化に加え、核家族化の進行などによる家族や地域における人と人との繋がり希薄化などにより、障害のある人やその家族を取り巻く環境は大きく変化しており、障害福祉施策においては、多様なニーズを踏まえた、よりきめ細やかな対応を求められています。



こうした中、このたび、本市では、令和3年3月に策定した「第4次富山市障害者計画」の福祉サービス分野における後期実施計画として、令和6年度からの3年間を計画期間とする、障害者総合支援法に基づく「第7期富山市障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第3期富山市障害児福祉計画」を一体的に策定いたしました。

本計画では、「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」の基本理念のもと、障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援、また、個々の課題に対応したサービス提供体制や生活の場の整備、さらには、障害のある児童の健やかな育成のための発達支援などを基本方針として、具体的な数値目標を設けながら障害のある人に寄り添った施策の展開とサービス基盤の整備に取り組むこととしています。

本計画期間においても、事業者及び関係機関、企業、関係団体などとの連携を密にして、障害のある人が住み慣れた地域で生き生きと自立した生活を送ることができるよう、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいりますので、市民の皆様には、本計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご意見・ご提言をいただきました関係団体並びに市民の皆様、また、ご審議いただきました富山市障害者自立支援協議会に対しまして心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

富山市長 藤 井 裕 久

もくじ

第1章 総論

1	計画策定の趣旨	2
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	基本理念	5
5	基本方針	5
6	福祉サービスの概要	7

第2章 障害のある人を取り巻く状況

1	障害者手帳等の所持状況	10
2	福祉サービスの利用状況	21
3	障害のある人のニーズ等	25

第3章 第7期障害福祉計画

1	国の基本指針の概要	28
2	第6期障害福祉計画の成果	29
3	第7期障害福祉計画の成果目標	31
4	障害福祉サービス等の見込量と確保策	33
I	訪問系サービス	33
II	日中活動系サービス	37
III	居住系サービス	46
IV	相談支援等	50
V	発達障害のある人等に対する支援	55
VI	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	56
VII	障害福祉サービス等の質の向上	57
5	地域生活支援事業の見込量と確保策	58
I	事業の概要	58
II	必須事業	59
III	任意事業	68

第4章 第3期障害児福祉計画

1	国の基本指針の概要	74
2	第2期障害児福祉計画の成果	75
3	第3期障害児福祉計画の成果目標	76
4	障害児通所支援等の見込量と確保策	77
I	障害児通所支援	77
II	障害児相談支援等	81

第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制	84
2 進捗管理	85

資料編

1 計画策定の経過	88
2 富山市障害者自立支援協議会	89

第 1 章

総 論

1 計画策定の趣旨

富山市においては、「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」、令和3年3月に、「第4次富山市障害者計画」（令和3年度～令和8年度）と「第6期富山市障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）、「第2期富山市障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）を策定し、障害のある人に関わる施策を総合的かつ計画的に推進し、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の円滑な実施に努めてきました。

こうした中、令和4年6月に児童福祉法が改正され、①児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、②児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化等が定められました。また、同年12月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）が改正され、①地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターと、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務とされるとともに、②就労選択支援の創設、③都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見できる仕組みの創設等が定められました。

これらを踏まえ、国（厚生労働省・こども家庭庁）は、令和5年5月に「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」といいます。）を改正し、障害のある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和8年度末の目標を設定するとともに、令和6年度から令和8年度までの第7期市町村障害福祉計画と第3期市町村障害児福祉計画の策定にあたって即すべき事項を示しました。

そこで、富山市において、引き続き、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の円滑な実施を図るため、「第7期富山市障害福祉計画」と「第3期富山市障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の性格

(1) 計画の位置付け

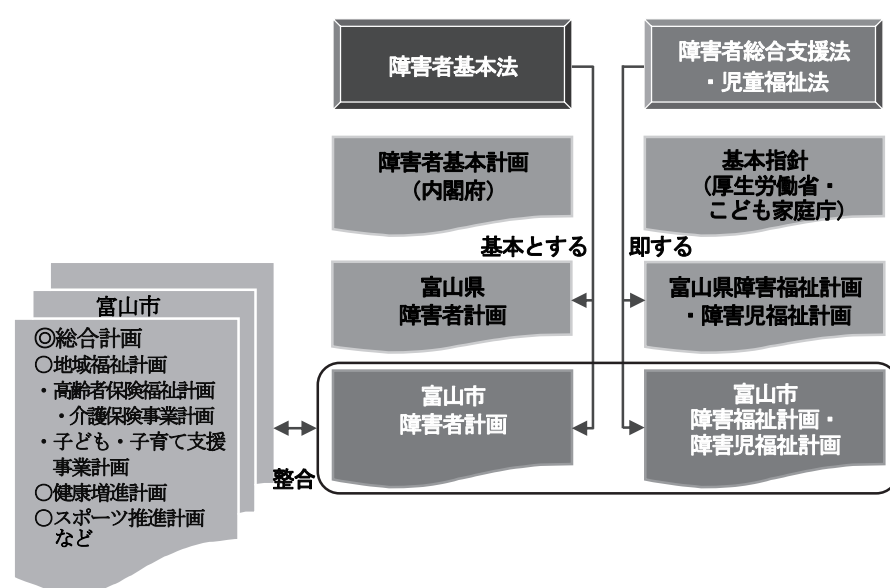
「第7期富山市障害福祉計画」及び「第3期富山市障害児福祉計画」は、富山市の障害者施策全般に関する基本的な事項を定めた「第4次富山市障害者計画」の福祉サービス分野における計画期間の後期実施計画として位置づけています。

「第7期富山市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画として、国（厚生労働省）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和6年度から3年間の障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画です。

「第3期富山市障害児福祉計画」は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画として、国（こども家庭庁）が示す基本指針を踏まえ、富山市における令和6年度から3年間の障害児通所支援等の見込量とその確保策などを示す計画です。

策定・推進にあたっては、富山市地域福祉計画をはじめ、富山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、富山市子ども・子育て支援事業計画など、関連する計画との調和を図ります。

図表1-1 障害のある人に関する計画の位置付け



(2) 計画の範囲

「第7期富山市障害福祉計画」と「第3期富山市障害児福祉計画」における障害のある人とは、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者、小児慢性特定疾病患者等です。

3 計画の期間

「第7期富山市障害福祉計画」と「第3期富山市障害児福祉計画」の期間は、国（厚生労働省・こども家庭庁）の基本指針を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

図表1－2 計画の期間

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
富 山 市												
	第3次障害者計画						第4次障害者計画					
	第4期障害福祉計画			第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画			第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画			第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画		

4 基本理念

富山市においては、障害者基本法の趣旨（「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」）等を踏まえ、「第4次富山市障害者計画」（令和3年度～令和8年度）と「第6期富山市障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）、「第2期富山市障害児福祉計画」（令和3年度～令和5年度）の基本理念に「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」を掲げました。

したがって、「第7期富山市障害福祉計画」と「第3期富山市障害児福祉計画」においても、「障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合える地域共生社会の実現をめざして」を基本理念とし、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の一層の充実を図ります。

5 基本方針

「第4次富山市障害者計画」と「第6期富山市障害福祉計画」、「第2期富山市障害児福祉計画」では、上記の基本理念のもと、7つの基本的視点を示しました。これら富山市の基本的視点と国(厚生労働省・こども家庭庁)の基本指針の基本理念を踏まえ、障害福祉サービス等と障害児通所支援等の一層の充実に向けた5つの基本方針を定めます。

(1) 障害のある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会の実現に向け、障害のある人が、可能な限り、自らの決定に基づく支援を受けられるよう配慮するとともに、障害のある人の自立と社会参加が図られるよう、ニーズ等を踏まえた新たなサービスの検討・検証を行い、サービス等の提供体制の整備に努めます。

(2) 障害の種別によらないサービス等の提供

サービス等の提供にあたっては、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病、小児慢性特定疾病等の種別にかかわらず、これらの障害のある人が必要な時に適切なサービスを受けられるよう、ニーズ等を踏まえ、サービス等の提供体制の確保に努めます。

(3) 個々の課題に対応したサービス提供体制や生活の場の整備

サービス提供体制や生活の場の整備にあたっては、障害のある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行や地域生活を継続するためのグループホーム等の整備やグループホーム等をはじめとするサービス提供事業所における人材の確保、質の向上などの課題に対応する必要があります。こうした課題に地域全体で対応する仕組みを構築するため、地域生活支援の拠点等の整備やNPOなどによるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用するよう努めます。なお、地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、障害の重症化や重度化、家族を含めた高齢化に伴う「親亡き後」などの課題を見据え、地域生活に対する安心感を担保し、自立を希望する人に対する支援に取り組みます。また、相談支援を中心に、ライフステージごとに応じた支援と切れ目のない支援に努めます。

(4) 障害のある人の就労などの社会参加を支える取り組み

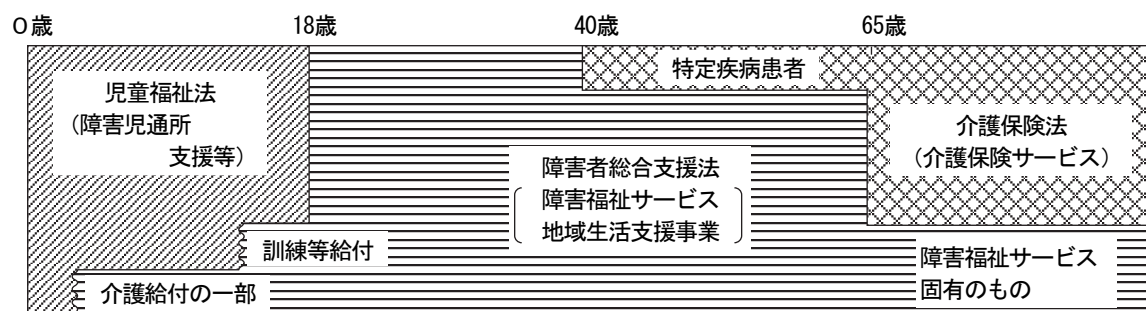
障害のある人が、その個性や能力を発揮し、地域社会における様々な活動に参加できるよう、個々に応じた就労の機会の拡大に取り組むとともに、スポーツや文化芸術などの多様な活動に参加するための機会の確保に努めます。

(5) 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援

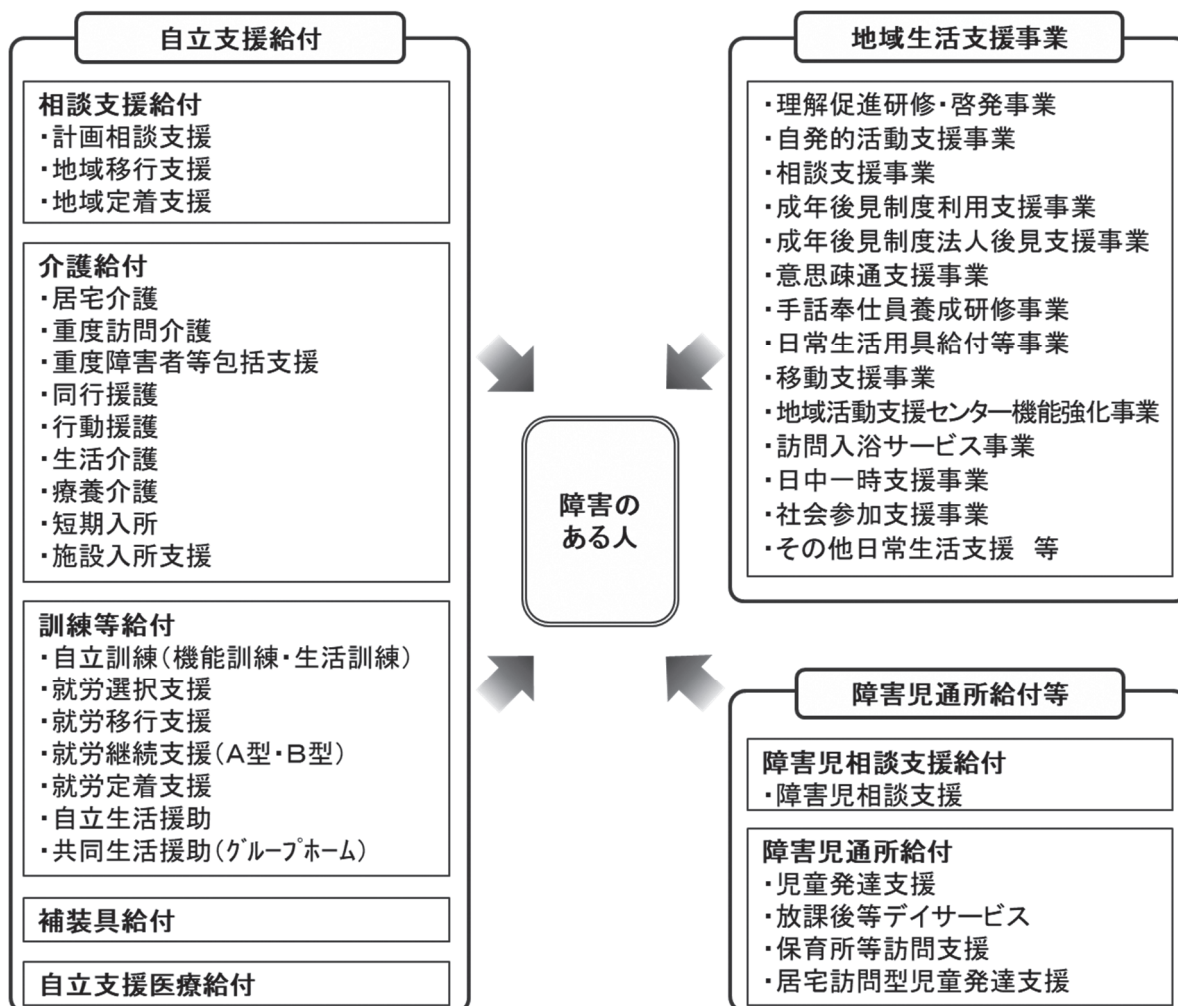
障害のある児童の健やかな育成を支援する観点から、発達の遅れや障害などに早期に対応できるよう、質の高いサービス等の提供体制の整備に努めることにより、保育や教育等において、障害の有無にかかわらず、すべての児童がともに成長できる環境づくりを推進します。また、障害児入所施設に入所している児童も含め、その発達段階に応じてふさわしい環境に円滑に移行できるよう、切れ目のない支援に取り組むとともに、医療的ケアを必要とする児童に対する支援体制の構築を図るため、関係機関等との連携に努めます。

「第3期富山市障害児福祉計画」に関わる児童福祉法に基づく福祉サービスには、「障害児通所給付」として、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」の4つのサービス、「障害児入所給付」として、「福祉型」と「医療型」があり、原則として、18歳未満に適用されます。なお、「障害児入所給付」は都道府県が実施します。

図表 1-3 福祉サービスの適用年齢区分



図表1-4 市町村における福祉サービスの体系



第2章

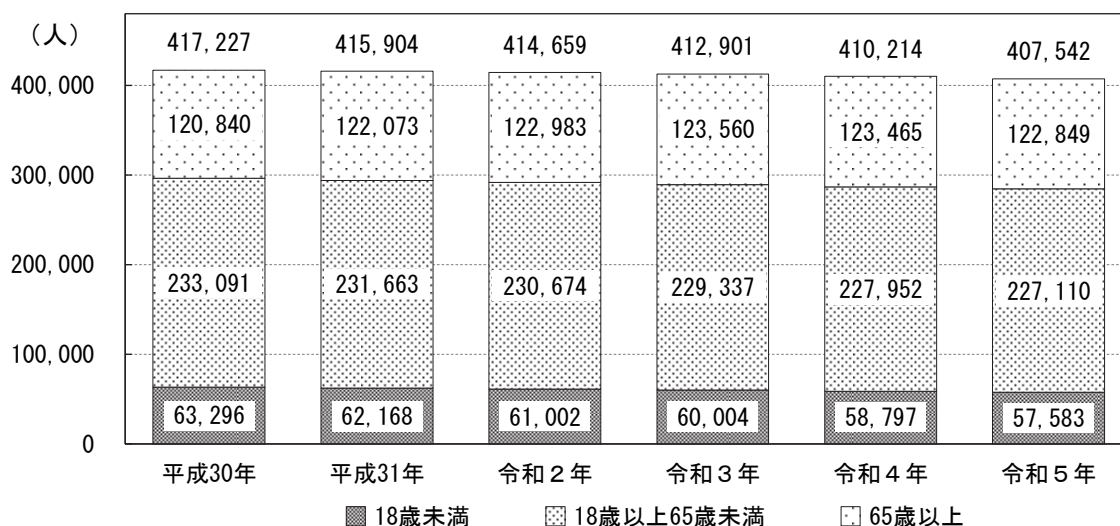
障害のある人を取り巻く現状

1 障害者手帳等の所持状況

(1) 人口

令和5年3月31日現在、富山市の人口は407,542人であり、若干減少傾向にあります。これを年齢階層別にみると、18歳未満は57,583人（14.1%）、18歳以上65歳未満は227,110人（55.7%）、65歳以上は122,849人（30.1%）です。18歳未満と18歳以上65歳未満は減少が続き、65歳以上は令和3年をピークに減少に転じています。

図表2-1 人口の推移（各年3月31日現在）



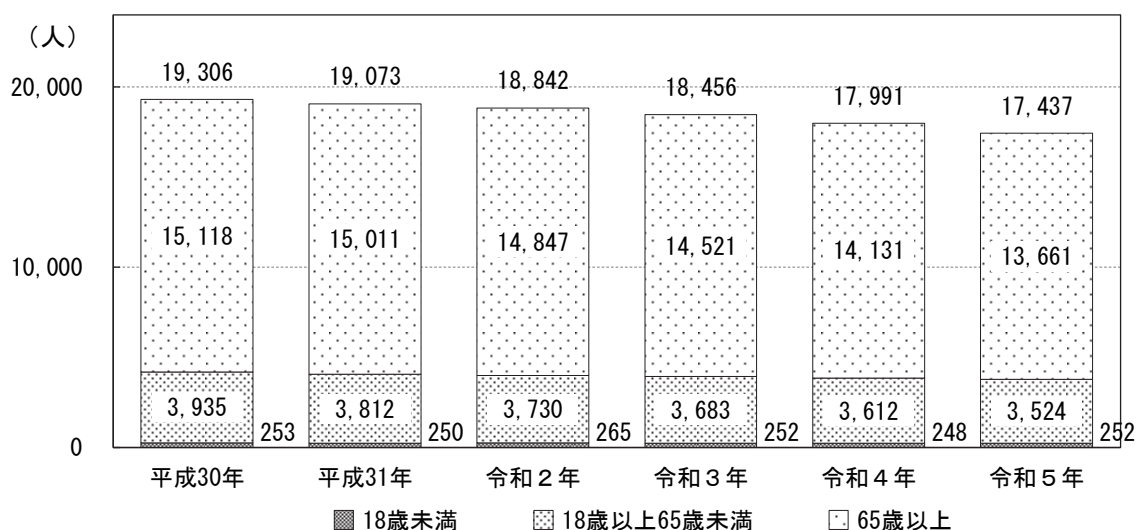
資料：富山市住民基本台帳

(2) 障害者手帳等の所持者数

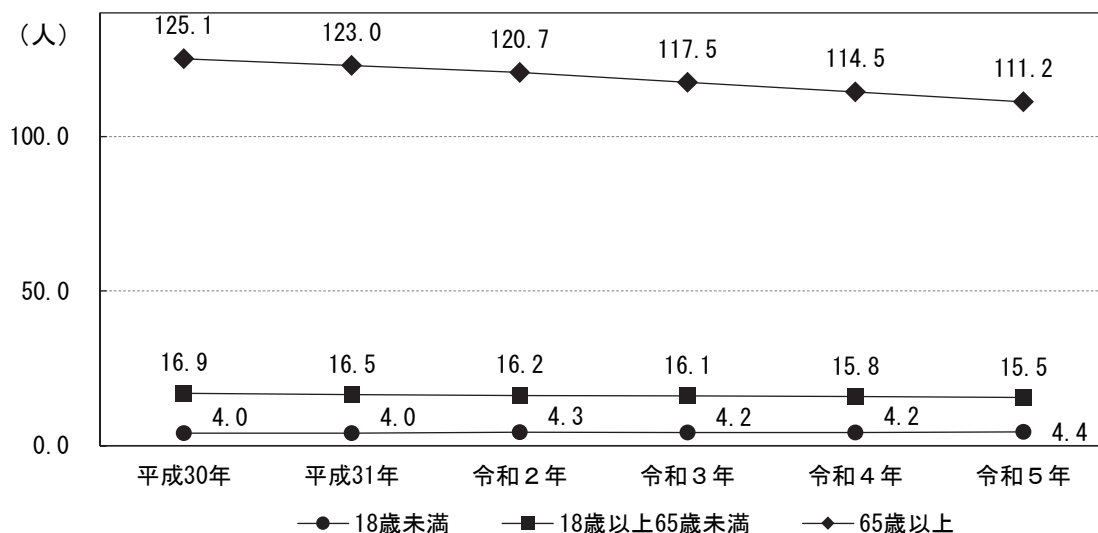
① 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳は、肢体や視覚、聴覚、音声、言語などの機能のほか、心臓やじん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫などの身体内部の機能に障害のある人に対し、都道府県または指定都市、中核市より交付されます。令和5年3月31日現在、富山市の身体障害者手帳所持者は17,437人であり、年々減少しています。これを年齢階層別にみると、18歳未満は252人（1.4%）、18歳以上65歳未満は3,524人（20.2%）、65歳以上は13,661人（78.3%）となっています（図表2-2）。なお、年齢別人口1,000人あたりの人数は65歳以上で多いものの、減少しています（図表2-3）。

図表2-2 身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



図表2-3 年齢別人口1,000人あたりの身体障害者手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：富山市障害福祉課

令和5年3月31日現在の身体障害者手帳所持者を障害の種類別にみると、肢体不自由が8,078人(46.3%)と最も多く、次いで、内部障害が6,919人(39.7%)となっています。障害の等級別では、重度障害(1・2級)が6,937人と、全体の39.8%を占めています。

図表2-4 身体障害者手帳所持者の障害の種類別・等級別構成(令和5年3月31日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
令和5年	4,531	2,406	4,347	4,433	698	1,022	17,437
	26.0	13.8	24.9	25.4	4.0	5.9	100
視覚障害	306	279	66	69	119	53	892
	34.3	31.3	7.4	7.7	13.3	5.9	100
聴覚・言語 等機能障害	99	292	226	326	6	599	1,548
	6.4	18.9	14.6	21.1	0.4	38.7	100
肢体不自由	1,518	1,655	1,540	2,422	573	370	8,078
	18.8	20.5	19.1	30.0	7.1	4.6	100
内部障害	2,608	180	2,515	1,616	—	—	6,919
	37.7	2.6	36.3	23.4	—	—	100

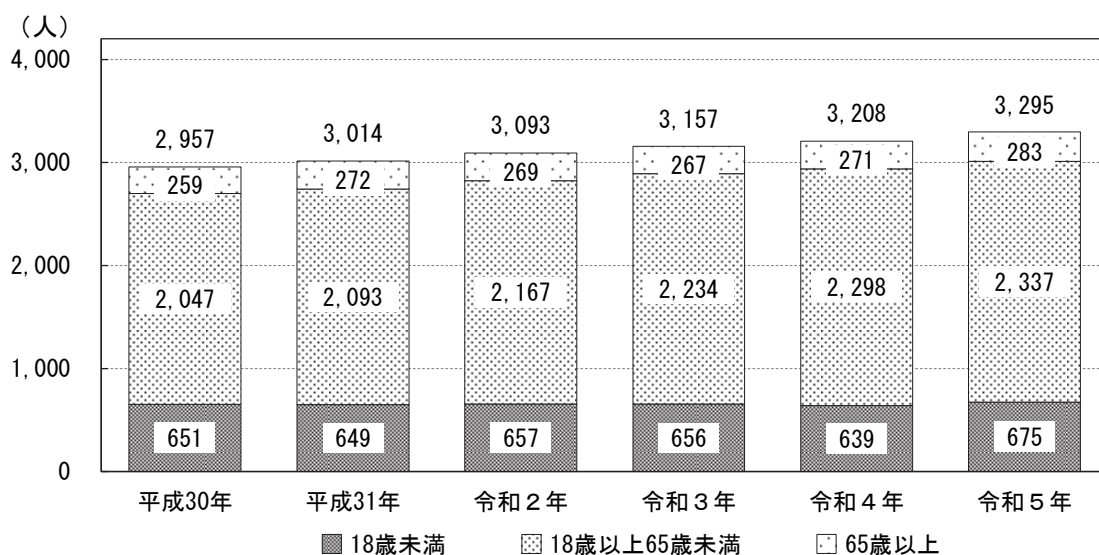
※上段の単位は人、下段は障害の種類ごとの等級別構成比(%)

資料：富山市障害福祉課

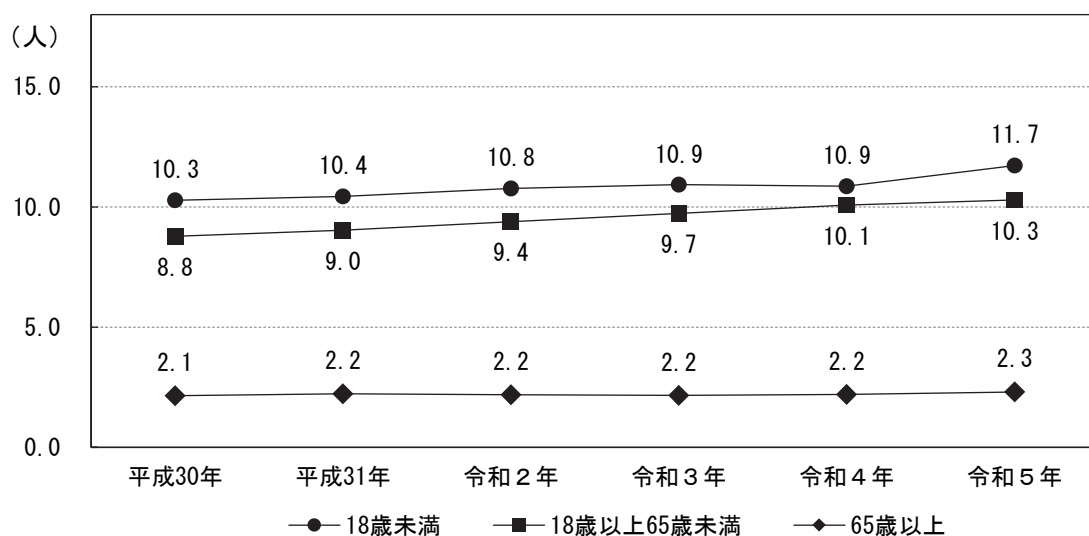
② 療育手帳所持者

療育手帳は、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害と判定された人に対し、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。令和5年3月31日現在、富山市の療育手帳所持者は3,295人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は675人（20.5%）、18歳以上65歳未満は2,337人（70.9%）、65歳以上は283人（8.6%）となっています（図表2-5）。なお、年齢別人口1,000人あたりの人数は65歳未満で多く、増加しています（図表2-6）。

図表2-5 療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



図表2-6 年齢別人口1,000人あたりの療育手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：富山市障害福祉課

令和5年3月31日現在の療育手帳所持者を等級別にみると、重度（A判定）の障害は1,194人で、全体の36.2%を占めています。

図表2-7 療育手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
令和5年	675	2,337	283	3,295
	20.5	70.9	8.6	100
A	193	911	90	1,194
	16.2	76.3	7.5	100
B	482	1,426	193	2,101
	22.9	67.9	9.2	100

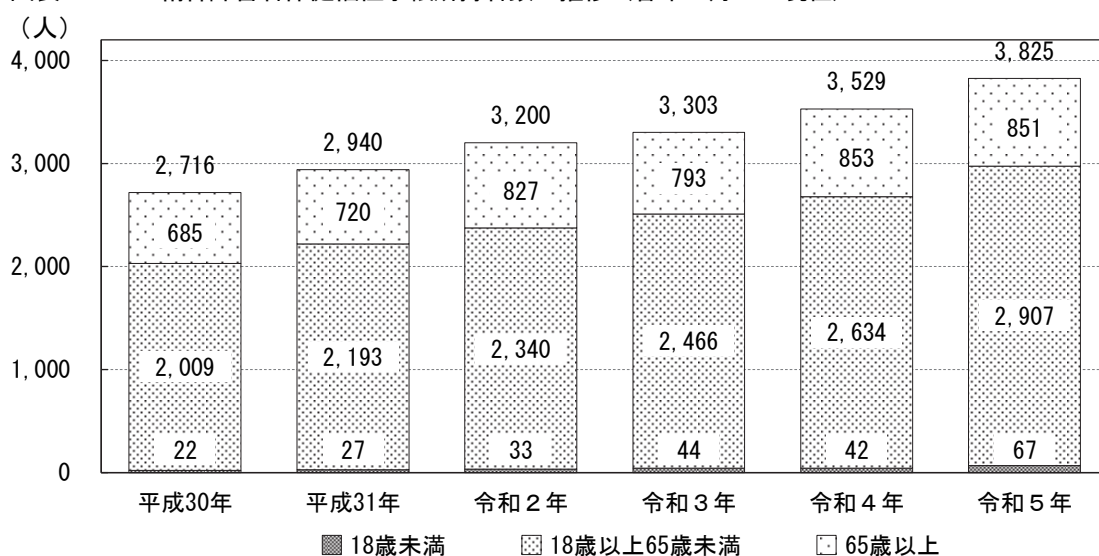
※上段の単位は人、下段は等級ごとの年齢別構成比(%)

資料：富山市障害福祉課

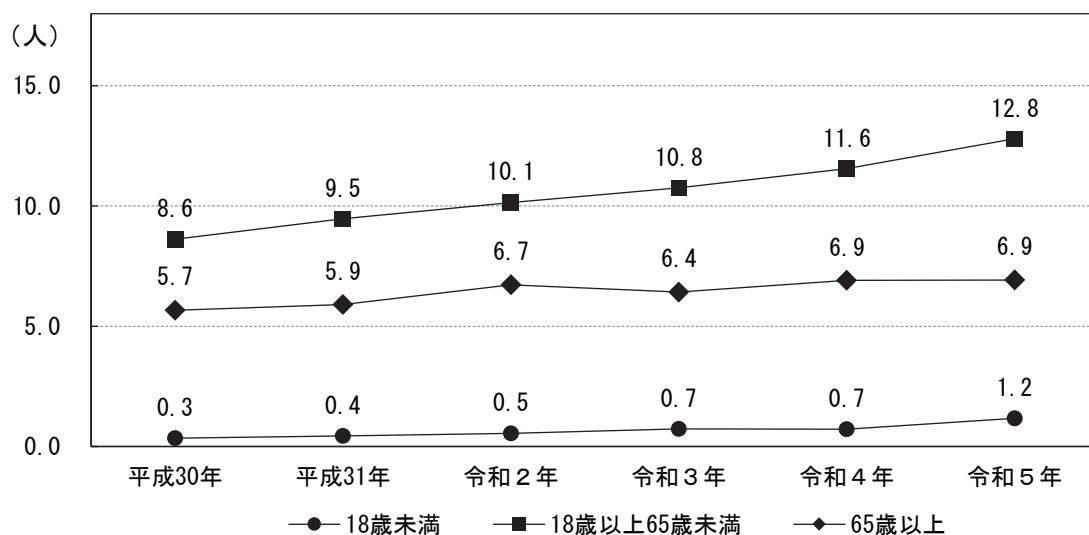
③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳は、統合失調症やてんかん、気分障害（双極性障害等）、高次脳機能障害などにより、一定の精神障害の状態にあると認定された人に対し、居住地の市町村を通じて都道府県または指定都市より交付されます。令和5年3月31日現在、富山市の精神障害者保健福祉手帳所持者は3,825人であり、年々増加しています。年齢階層別にみると、18歳未満は67人（1.8%）、18歳以上65歳未満は2,907人（76.0%）、65歳以上は851人（22.2%）となっています（図表2－8）。なお、年齢別人口1,000人あたりの人数は18歳以上65歳未満で多く、増加しています（図表2－9）。

図表2－8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



図表2－9 年齢別人口1,000人あたりの精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年3月31日現在）



資料：富山市障害福祉課

令和5年3月31日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別に見ると、1・2級が2,719人で、全体の71.1%を占めています。

図表2-10 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成（令和5年3月31日現在）

	18歳未満	18歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
令和5年	67	2,907	851	3,825
	1.8	76.0	22.2	100
1級	1	102	150	253
	0.4	40.3	59.3	100
2級	34	1,852	580	2,466
	1.4	75.1	23.5	100
3級	32	953	121	1,106
	2.9	86.2	10.9	100

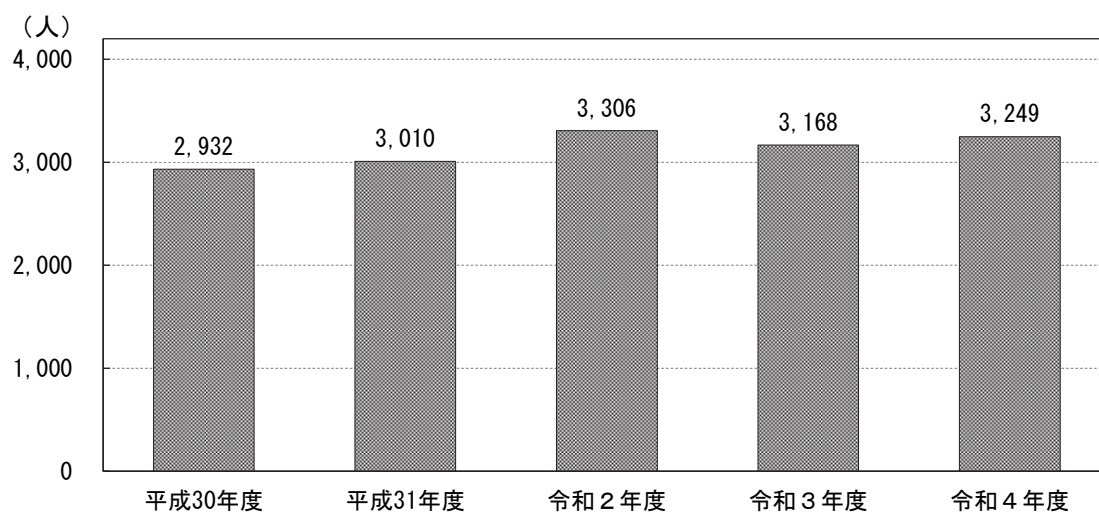
※上段の単位は人、下段は等級ごとの年齢別構成比(%)

資料：富山市障害福祉課

④ 難病患者

難病は、原因が不明で治療方法が確立していない疾病をいい、このうち国（厚生労働省）が指定する特定の疾病の患者に対して、医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、「難病の患者に対する医療費等に関する法律」（以下「難病法」といいます。）における指定難病の患者に対して、医療費の助成が行われています。令和4年度の富山市の特定医療費（指定難病）の受給者は3,249人であり、横ばい傾向にあります。なお、特定医療費（指定難病）は338の疾病が対象となっていますが、障害者総合支援法では366の疾病が対象となっています。

図表2-11 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（県単独制度分を含む）の推移



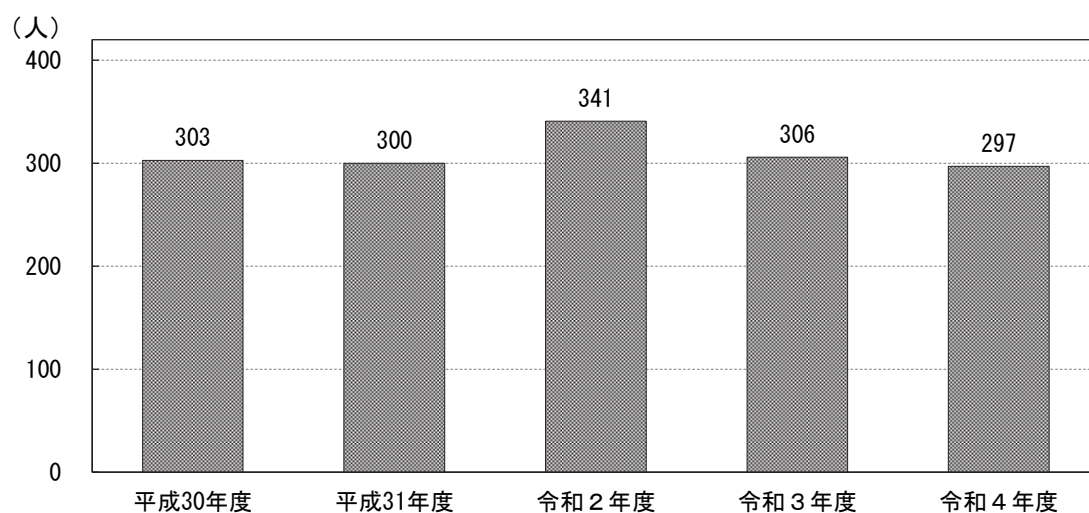
※対象は、平成27年1月に56疾病から110疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には338疾病に拡大

資料：富山市保健所事業概要

⑤ 小児慢性特定疾病患者

治療期間が長く、医療費負担が高額となる児童の慢性疾病の患者に対しては、児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾患治療研究事業として医療費の助成が行われていましたが、平成27年1月より、小児慢性特定疾病医療費として助成が行われています。令和4年度の富山市の小児慢性特定疾病医療費の受給者は297人であり、横ばい傾向にあります。

図表2-12 小児慢性特定疾病医療費受給者証所持者数の推移

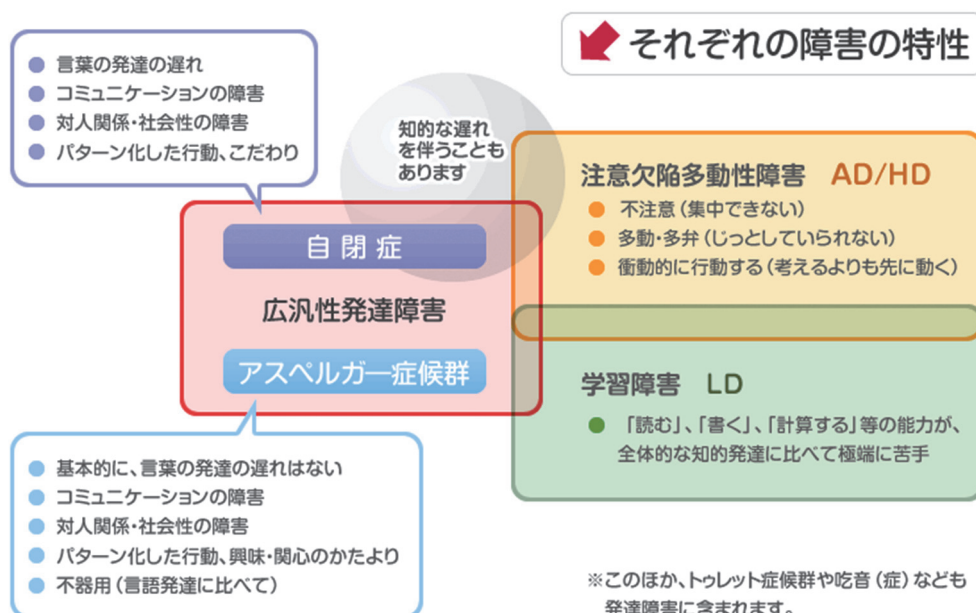


※対象は、平成27年1月に514疾病から704疾病となり、その後も継続的に見直しが行われ、令和3年11月には788疾病に拡大

資料：富山市保健所事業概要

⑥ 発達障害のある人

発達障害は、発達障害者支援法において、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するものと定義されています。なお、広汎性発達障害ではなく、自閉症スペクトラムや自閉症スペクトラム障害と呼ばれることもあります。また、発達障害のある人は、知的障害を伴うこともあり、療育手帳を所持する人もいるほか、精神障害者保健福祉手帳を所持する人、手帳を取得できない人もいます。したがって、発達障害のある人の数を正確に把握することは困難な状況です。



資料：政府広報オンライン

⑦ 高次脳機能障害のある人

高次脳機能障害は、事故や病気などにより脳に損傷を受け、その後遺症として記憶・注意・遂行機能、社会的行動といった認知機能（高次脳機能）が低下した状態とされています。具体的には「会話がうまくかみ合わない」、「段取りをつけて物事を行うことができない」等の症状がみられますが、外見からは障害がわかりにくいことが多く、十分な理解が得られている状況にはありません。高次脳機能障害のある人の支援については、国（厚生労働省）の「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業」により、各都道府県において、病院などの支援拠点機関に相談支援コーディネーター（社会福祉士、保健師、作業療法士等）を配置し、専門的な相談支援、関係機関との連携、調整が図られています。

⑧ 医療的ケアを必要とする児童の状況

医療的ケアを必要とする児童（以下、「医療的ケア児」といいます。）とは、日常生活や社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠な児童（18歳以上の高校生等を含む）のことをいいます。また、医療的ケアとは、人工呼吸器による呼吸管理や喀痰吸引などの医療行為をいいます。令和3年6月には、医療的ケア児の健やかな成長とその家族の離職の防止を図るため、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定されました。令和5年4月1日現在、富山市には88人の医療的ケア児がいると推定しています。これを医療行為の内容別にみると、経管栄養が49人（55.7％）と最も多く、次いで、吸引（口鼻腔・気管内）が38人（43.2％）、酸素療法が23人（26.1％）などとなっています。

図表2-13 主な医療行為の内容別医療的ケア児数（令和5年4月1日現在の推定）

医療的ケア児	88人
人工呼吸器管理	20
気管切開管理	19
鼻・咽頭エアウェイ管理	1
酸素療法	23
吸引（口鼻腔・気管内）	38
ネブライザー管理	10
経管栄養（経鼻、胃ろう、食道ろう、腸ろう）	49
中心静脈カテーテル管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など）	1
皮下注射（持続皮下注射ポンプ使用含む）	1
血糖測定（持続血糖測定器によるものを含む）	13
導尿	6
排便管理（人工肛門（消化管ストーマ）、摘便、洗腸、浣腸）	9
その他	5

※複数の医療的ケアが必要な児童もいるため、各項目の合計数と医療的ケア児の総数は合わない

資料：富山市こども健康課（関係機関等への聞き取り調査から推定）

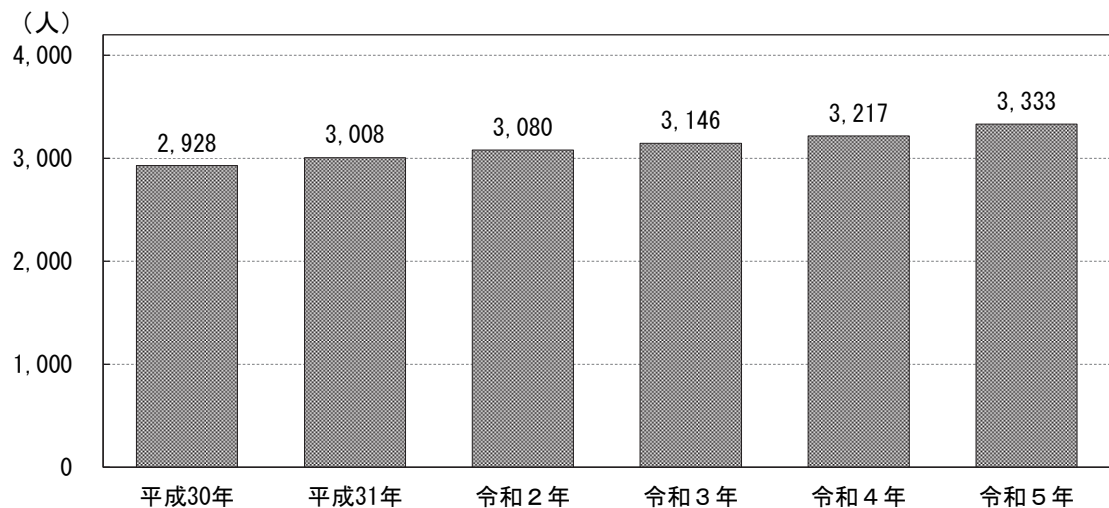
2 福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービスの利用者

① 障害福祉サービス支給決定者

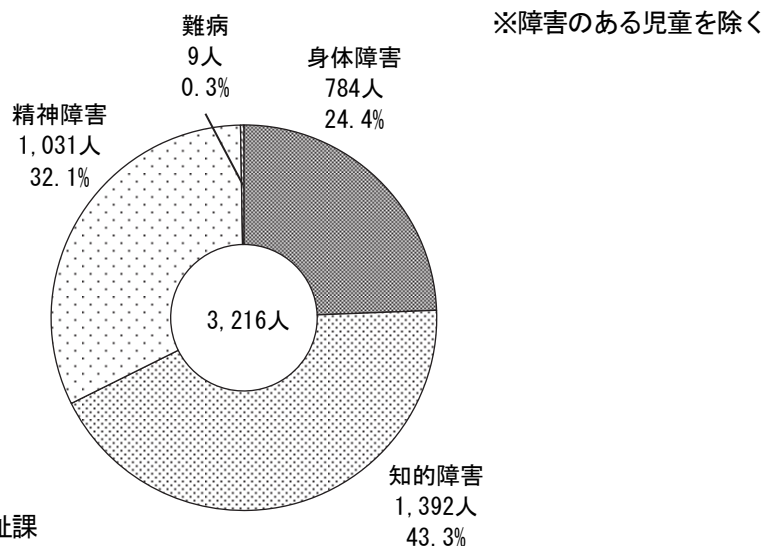
障害福祉サービスを利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年3月31日現在、富山市の障害福祉サービス支給決定者は3,333人であり、年々増加しています（図表2-14）。このうち、障害のある児童を除くと3,216人で、これを障害の種類別にみると、身体障害が784人（24.4%）、知的障害が1,392人（43.3%）、精神障害が1,031人（32.1%）、難病が9人（0.3%）となっています（図表2-15）。

図表2-14 障害福祉サービス支給決定者数の推移（各年3月31日現在）



資料：富山市障害福祉課

図表2-15 障害福祉サービス支給決定者の障害の種類別構成（令和5年3月31日現在）



資料：富山市障害福祉課

② 障害支援区分認定者

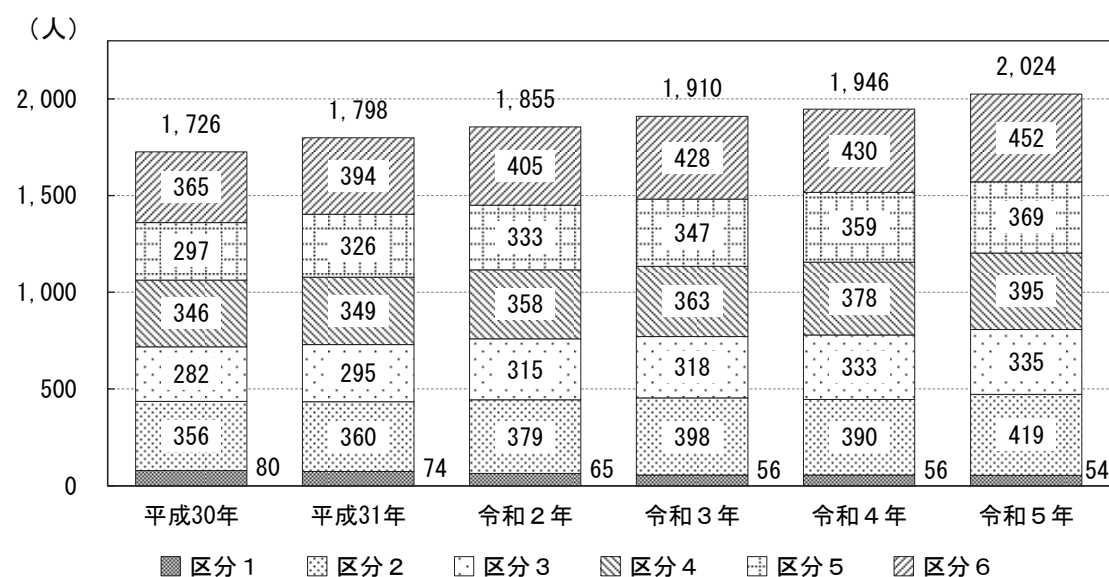
障害福祉サービスのうち、図表2-16のサービスを受けるためには、障害支援区分の認定が必要となります。障害者総合支援法の障害支援区分は、区分1から6までとなっています。令和5年3月31日現在、富山市の障害支援区分認定者は2,024人であり、障害福祉サービス支給決定者数の60.7%を占めています（図表2-17）。なお、障害支援区分認定者は、18歳以上の障害のある人です。18歳未満の障害のある児童は、発達段階にあり、時間の経過とともに障害の状態が変化すること、乳児期は通常必要となる育児上のケアとの区別が必要なことなど、検討課題が多く、使用可能な指標が存在しないことから、障害支援区分は設けていません。

図表2-16 障害支援区分の認定が必要なサービス

サービス名	該 当 区 分
居宅介護	区分1以上（通院等介助（身体介護を伴う）は区分2以上）
重度訪問介護	区分4以上
重度障害者等包括支援	区分6
行動援護	区分3以上
生活介護	区分3以上（50歳以上は区分2以上）
療養介護	区分5以上
短期入所	区分1以上
施設入所支援	区分4以上（50歳以上は区分3以上）
共同生活援助（グループホーム）	入浴、排泄又は食事等の介護を伴う場合、区分認定が必要

※サービスの利用にあたっては、区分の認定に加え、該当条件がある場合もあります。

図表2-17 障害支援区分認定者数の推移（各年3月31日現在）

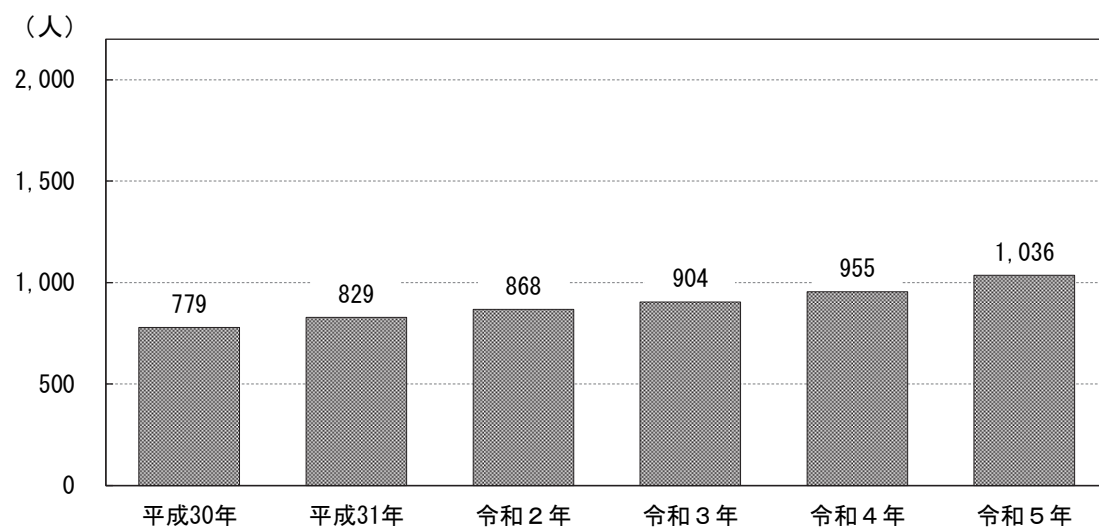


資料：富山市障害福祉課

(2) 地域生活支援事業の利用者

地域生活支援事業のうち、移動支援事業や地域活動支援センター（Ⅱ型）事業、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業を利用するためには、サービスの利用決定と受給者証の交付を受けなければなりません。令和5年3月31日現在、富山市の地域生活支援事業利用決定者は1,036人であり、障害福祉サービス支給決定者数の31.1%となっています。

図表2-18 地域生活支援事業利用決定者数の推移（各年3月31日現在）

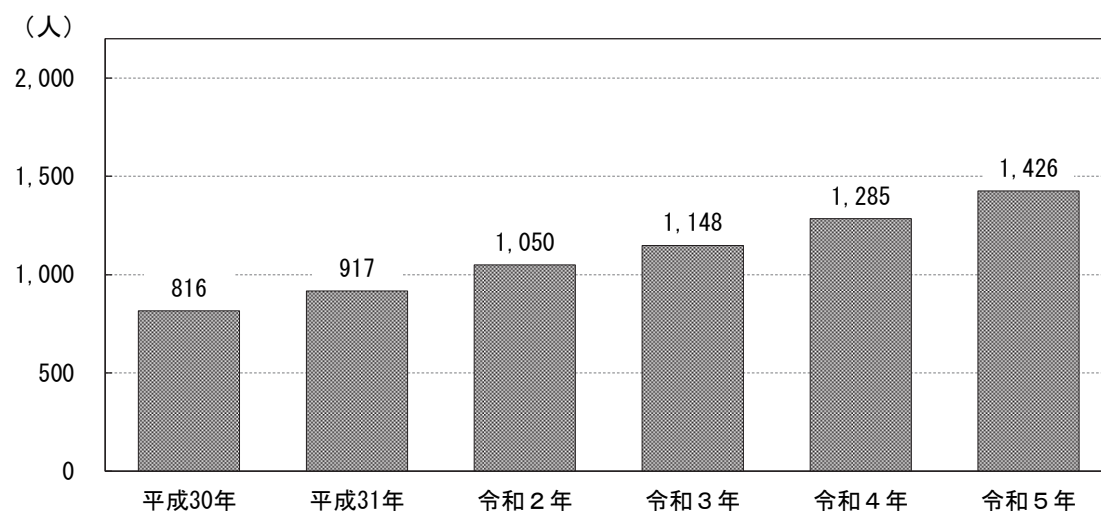


資料：富山市障害福祉課

(3) 障害児通所支援の利用者

障害児通所支援を利用するためには、サービスの支給決定と受給者証の交付を受ける必要があります。令和5年3月31日現在、富山市の障害児通所支援支給決定者は1,426人であり、平成30年の1.7倍以上と急増しています。なお、障害者手帳等を所持していない児童については、医師の診断書や意見書を参考に支給決定を行っています。

図表2-19 障害児通所支援支給決定者数の推移（各年3月31日現在）



資料：富山市こども健康課

3 障害のある人のニーズ等

計画の策定にあたり、障害のある人のニーズ等を把握するために、令和5年10月に障害者団体を対象にアンケート調査を実施しました。

図表2-20 アンケート調査を実施した障害者団体

対象団体（8団体）
富山市身体障害者協会
富山市肢体不自由児者父母の会
富山市視覚障害者協会
富山市聾唖福祉協会
富山市心臓病の子どもを守る会
こばと会（富山市障害者（児）父母の会）
富山市手をつなぐ育成会
富山市精神障害者家族会等連絡会

障害者団体へのアンケート調査において、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の一層の充実に向け、主に次のような意見等をいただきました。

- ① 障害のある人の個々のニーズに対応したサービス提供体制等の整備に関すること
 - ・サービスの提供にあたっては、障害のある人それぞれで必要としていることが異なるため、本当に必要としていることを理解して対応してほしい。
 - ・利用者のニーズを踏まえた利用量（時間）を支給してほしい。
 - ・様々な分野で人材が不足しており、福祉の担い手について懸念される。
 - ・同行援護のヘルパーや相談支援専門員を増員してほしい。
- ② 障害の特性に配慮した意思疎通や情報取得のための支援に関すること
 - ・ＩＴ機器等の利用をサポートしてくれる人材の育成やＩＴ機器等をいつでも利用できる場づくりを進めてほしい。
 - ・読み書きサポートヘルパーを育成してほしい。
 - ・（聴覚障害のため電話することが難しい場合もあるので）案内等にＦＡＸ番号やメールアドレスを記載してほしい。

③ 発達障害のある人等の支援体制の整備に関すること

- ・発達障害に対する理解と配慮が必要である。
- ・人材（支援者）を養成する必要がある。
- ・コミュニケーション支援を担う専門職を養成、配置する必要がある。

④ 高次脳機能障害や強度行動障害のある人の支援体制の強化に関すること

- ・障害に対する理解、そのためのふれあう機会や相談・サポート体制が必要である。
- ・人材を養成、確保する必要がある。
- ・コミュニケーション支援を担う専門職を養成、配置する必要がある。

⑤ 障害のある人の就労やスポーツ、文化芸術などの社会参加活動に関すること

- ・楽しくスポーツができる機会や場があるとよい。
- ・様々な芸術に触れることのできる機会や場が増えるとよい。
- ・会場の確保が難しい。

⑥ 日常生活や社会生活における障害に対する理解や配慮に関すること

- ・白杖を使用して道を歩いていても、ぶつかったり、障害物が置いてあったりすることがある。
- ・（視覚障害により）読めない書類を渡され、ここに書いてほしいと言われることがある。
- ・手助けをお願いしても、何を言っているのかという顔をされることがある。
- ・啓発のための人材（支援者）を育成する必要がある。

⑦ 障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進に関する
こと

- ・無理解や偏見を解消する必要がある。
- ・周囲の理解や支援方法の啓発が必要である。
- ・日常的な交流（子どもの遊び場等のインクルーシブ化）を推進する必要がある。

⑧ その他、障害福祉施策の充実に関すること

- ・災害時に避難勧告等の情報が得られない聴覚障害のある人への支援にもつながるため、地域ごとに手話講座が開催されるとよい。

第3章

第7期障害福祉計画

1 国の基本指針の概要

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法において、国（厚生労働省）の基本指針に即し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る成果目標や障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを定めることとされています。

令和5年5月に示された基本指針においては、地域生活支援拠点等のさらなる充実、一般就労への移行と定着のさらなる推進と就労選択支援の創設、基幹相談支援センターの設置等の推進、地域における協議会活動の活性化などに向けた改正が行われるとともに、令和8年度を目途に、主に次の成果目標を基本に設定するよう示されました。

図表3-1 国の基本指針に示された市町村の成果目標

項 目	目 標
施設入所者の地域生活への移行	・ 令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域生活に移行 ・ 令和4年度末の施設入所者数を<u>5%</u>（1.6%）以上削減
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置
地域生活支援の充実	・ 令和8年度末までの間、地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、<u>コーディネーターや担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証、検討</u> ・ <u>強度行動障害を有する障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備【新設】</u>
福祉施設から一般就労への移行等	・ 福祉施設から一般就労への移行者数を令和3年度実績の<u>1.28倍</u>（1.27倍）以上 ※上記のうち、就労移行支援については令和3年度実績の<u>1.31倍</u>（1.30倍）以上 就労継続支援A型については令和3年度実績の概ね<u>1.29倍</u>（1.26倍）以上 就労継続支援B型については令和3年度実績の概ね<u>1.28倍</u>（1.23倍）以上 ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が<u>5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上【新設】</u> ・ 就労定着支援事業の利用者を令和3年度実績の<u>1.41倍以上【新設】</u> ・ 就労定着率が<u>7割</u>（8割）以上の就労定着支援事業所を全体の<u>2割5分</u>（7割）以上
相談支援体制の充実・強化等	・ <u>基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保</u> ・ <u>地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制を確保【新設】</u>
サービス等の質の向上のための体制構築	・ サービス等の質を向上させるための取り組みの実施体制を構築

※（ ）内は改正前の目標値、下線は改正による追加事項を示しています。

※地域生活への移行とは、入所施設からグループホームや一般住宅等に生活の場を移すことをいいます。

※福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援A型・B型、生活介護、自立訓練を行う施設をいいます。

※一般就労とは、一般企業等へ就職や在宅で就労等することをいいます。

※就労定着率とは、過去6年間に於いて、就労定着支援事業利用終了者のうち、雇用された一般企業等に42カ月以上78カ月未満の期間、継続して就労している者または就労していた者の占める割合をいいます。

2 第6期障害福祉計画の成果

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行者数は、目標の27人に対し、令和4年度末で3人となっており、令和5年度末も同様に見込んでいます。施設入所者数は、目標の7人削減に対し、令和4年度末で増減はなく、令和5年度末も同様に見込んでいます。

図表3-2 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	備 考
令和元年度末の施設入所者数		436人	—
地域生活 移行者数	目 標 値	27人(6.2%)	令和元年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行した人数
	実績値（見込み）	3人(0.7%)	
施設入所 者削減数	目 標 値	7人(1.6%)	令和元年度末の全施設入所者数から削減した人数
	実績値（見込み）	0人(-%)	

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末までの目標どおり、精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を設置しています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和5年度末までの目標どおり、地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」）を整備し、富山市障害者自立支援協議会において、その運用状況を検証、検討しています。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

福祉施設から一般就労への移行者数は、令和元年度の1.27倍の65人の目標に対し、令和4年度で57人となっていますが、令和5年度では63人と見込んでいます。

図表3-3 福祉施設から一般就労への移行者数の目標値と実績値（見込み）

区 分		数 値	備 考
令和元年度の年間一般就労移行者数		51人	—
目標年度の一般就労移行者数	目 標 値	65人 (1.27倍)	令和5年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	63人 (1.24倍)	
うち就労移行支援事業利用者分	目 標 値	30人 (1.30倍)	令和5年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	28人 (1.22倍)	
うち就労継続支援A型事業利用者分	目 標 値	23人 (1.28倍)	令和5年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	23人 (1.28倍)	
うち就労継続支援B型事業利用者分	目 標 値	9人 (1.29倍)	令和5年度に就労継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数
	実績（見込み）	9人 (1.29倍)	

② 一般就労への移行者における就労定着支援事業の利用率

一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合は、令和5年度の46人（7割）の目標に対し、令和4年度で11人となっており、令和5年度でも13人（2割）と見込んでいます。

③ 就労定着支援事業における就労定着率

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所の割合は、令和5年度末で全体の7割以上の目標に対し、令和4年度末で7割となっていますが、令和5年度末も同様に見込んでいます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

平成24年から、基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化に向けた体制を確保しています。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

毎年度、障害福祉サービス事業者等への集団指導等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などを行うことにより、サービスの質の向上を図っています。

3 第7期障害福祉計画の成果目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

真に必要なサービスを提供する観点から、計画相談支援を通じて、施設入所者の意向を確認し、障害の状態やニーズに合わせた支援を行い、障害のある人の希望や自らの決定に基づいた地域生活への移行や継続を促進することとし、次のとおり、目標を定めます。

図表3-4 施設入所者の地域生活への移行に関する目標値

区 分	数 値	備 考
令和4年度末の施設入所者数	436人	—
地域生活移行者数	4人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
施設入所者減少数	1人	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるような地域づくりを進めるための保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を年1回開催します。

(3) 地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、富山市障害者自立支援協議会において、年1回、その運用状況を検証、検討します。

また、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、富山市障害者自立支援協議会等を通じて、支援体制の整備に取り組みます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行者数

令和8年度の福祉施設から一般就労への移行者数について、次のとおり、目標を定めます。

図表3-5 福祉施設から一般就労への移行者数等の目標値

区 分	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	59人	就労移行支援事業から28人 就労継続支援A型事業から21人 就労継続支援B型事業から7人
目標年度の年間一般就労移行者数	76人 (1.28倍)	令和8年度に福祉施設を退所して一般就労する人数
うち就労移行支援事業利用者分	37人 (1.31倍)	令和8年度に就労移行支援事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援A型事業利用者分	27人 (1.29倍)	令和8年度に就労継続支援A型事業所を退所して一般就労する人数
うち就労継続支援B型事業利用者分	9人 (1.29倍)	令和8年度に継続支援B型事業所を退所して一般就労する人数

② 就労移行支援事業における一般就労移行率

令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とすることを目標とします。

③ 就労定着支援事業の利用者数

令和8年度の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度（29人）の1.41倍の41人とすることを目標とします。

④ 就労定着支援事業における就労定着率

令和8年度の就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所を全体の2割5分以上とすることを目標とします。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

基幹相談支援センターを設置し、地域の相談支援の強化に向けた体制の確保を図ります。

また、富山市障害者自立支援協議会等を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等を行うために必要な体制の確保に努めます。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上のための体制構築

障害福祉サービス事業者等への集団指導等を通じて、障害福祉サービス等に関する情報共有などを行うことにより、サービスの質の向上を図ります。

4 障害福祉サービス等の見込量と確保策

I 訪問系サービス

利用者のニーズに応じて、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 居宅介護

障害のある人に対し、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談、助言、その他の生活全般にわたる援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、やや増加しており、計画を上回って推移しています。

図表3-6 居宅介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	299	317	304	334	309	347
利用延時間数（時間／月）	4,784	4,624	4,864	5,188	4,944	5,410

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-7 居宅介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	360	373	387
利用延時間数（時間／月）	5,612	5,823	6,041

見込量の確保策

現に利用している居宅介護事業所に加え、介護保険サービス事業所からの参入による新規開設等を促すことにより、見込量の確保に努めます。

(2) 重度訪問介護・重度障害者等包括支援

重度訪問介護は、重度の肢体不自由、知的・精神障害のために常時介護を必要とする人に対し、居宅や入院時において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に行うサービスです。重度障害者等包括支援は、常時介護を要する障害のある人で、意思疎通を図ることに著しい支障のある人に対し、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスで、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みです。

第6期計画と実績

重度訪問介護は、利用者数が概ね計画どおり推している一方、利用延時間数が計画をやや下回って推移しています。重度障害者等包括支援は、県内に事業所がなく、利用実績也没有ありません。

図表3-8 重度訪問介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	18	17	19	19	20	20
利用延時間数（時間／月）	5,580	5,301	5,890	5,021	6,200	5,625

第7期計画の見込量

重度訪問介護は、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。重度障害者等包括支援は、県内に事業所がないため、見込み也没有ありません。

図表3-9 重度訪問介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数（人／月）	21	22	23
利用延時間数（時間／月）	5,956	6,306	6,677

見込量の確保策

重度訪問介護は、現に利用している事業所により、見込量は確保できると考えます。重度障害者等包括支援は、県内に事業所がないため、既存のサービスを活用し、支援を必要とする人に合ったサービスの提供に努めます。

(3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動、排せつ、食事の介護などの必要な援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は計画を下回って推移し、利用延時間数は計画を上回って推移しています。

図表3-10 同行援護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	42	31	44	37	46	37
利用延時間数（時間／月）	630	483	660	734	690	734

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、今後、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-11 同行援護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数（人／月）	37	37	37
利用延時間数（時間／月）	740	740	740

見込量の確保策

現に利用している同行援護事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有する人で、常時介護を要する人に対し、行動する際の危険を回避するための必要な援護、外出時における移動中の介護、その他の必要な援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数とも、やや増加しているものの、計画を概ね下回って推移しています。

図表3-12 行動援護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	27	25	31	27	35	29
利用延時間数（時間／月）	675	741	775	756	875	774

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-13 行動援護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数（人／月）	31	34	37
利用延時間数（時間／月）	792	855	924

見込量の確保策

現に利用している行動援護事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、強度行動障害のある人の生活支援にあたり、支援者養成研修への参加を働きかけるなど、人材の確保と育成に努めます。

Ⅱ 日中活動系サービス

利用者のニーズに応じて、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 生活介護

障害支援区分が一定以上の障害のある人に対し、主として昼間に、障害者支援施設やデイサービスセンターにおいて、入浴や排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会などを提供するサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、ほぼ横ばいで推移しています。

図表3-14 生活介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	930	897	940	899	950	920
利用延日数(日/月)	17,391	17,885	17,578	18,103	17,765	17,351

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表3-15 生活介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	925	929	934
利用延日数(日/月)	17,747	17,835	17,924

見込量の確保策

現に利用している生活介護事業所により、見込量は確保できると考えますが、必要に応じて、介護保険サービス事業所からの参入等の促進に努めます。

(2) 自立訓練

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のための訓練等を提供するもので、機能訓練と生活訓練があります。機能訓練は、病院を退院または特別支援学校を卒業し、身体的・社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人に対し、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持、回復等のために行うサービス（原則1年6カ月）です。生活訓練は、病院や施設を退院、退所または特別支援学校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な障害のある人に対し、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持、向上等のために行うサービス（原則2年間）です。

第6期計画と実績

機能訓練、生活訓練とも、利用者数が概ね計画どおり推移しているものの、利用延日数が計画を上回って推移しています。

図表3-16 自立訓練の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
機能訓練	利用者数（人／月）	7	10	7	8	7	8
	利用延日数（日／月）	84	123	84	117	84	120
生活訓練	利用者数（人／月）	42	28	43	40	44	41
	利用延日数（日／月）	504	361	516	629	528	637

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、機能訓練、生活訓練とも、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-17 自立訓練の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
機能訓練	利用者数（人／月）	8	8	8
	利用延日数（日／月）	120	120	120
生活訓練	利用者数（人／月）	41	42	42
	利用延日数（日／月）	637	655	655

見込量の確保策

機能訓練、生活訓練とも、現に利用している自立訓練事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 就労選択支援

就労を希望する障害のある人に対し、就労先や働き方などについて、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、就労の希望と能力、適性等に合った選択の支援を行うもので、令和7年度から開始される予定のサービスです。

第7期計画の見込量

今後の一般就労への移行のさらなる促進や就労継続支援の利用の見込みから、次のとおり見込みます。

図表3-18 就労選択支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	—	16	18

見込量の確保策

令和7年度から開始される予定であることから、事業の周知等を図るなどして参入を促進し、見込量の確保に努めます。

(4) 就労移行支援

一般就労を希望する障害のある人に対し、生産活動やその他の活動の機会を通じて、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス（原則2年間）です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、計画を下回って推移しています。

図表3-19 就労移行支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	90	60	95	73	100	77
利用延日数(日/月)	1,440	954	1,520	1,109	1,600	1,239

第7期計画の見込量

就労移行支援における一般就労への移行者数の増加等を成果目標に掲げており、就労移行支援のさらなる利用促進を図る必要があることから、次のとおり見込みます。

図表3-20 就労移行支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	81	85	89
利用延日数(日/月)	1,302	1,368	1,437

見込量の確保策

現に利用している就労移行支援事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等と連携を図るなどし、就労移行支援のさらなる利用促進に努めます。

(5) 就労継続支援（A型）

一般企業による雇用等が困難な障害のある人に対し、雇用契約等に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、概ね計画どおり推移しています。

図表3-21 就労継続支援（A型）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	550	553	555	573	560	578
利用延日数（日／月）	11,000	11,143	11,100	11,678	11,200	11,719

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表3-22 就労継続支援（A型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	584	589	594
利用延日数（日／月）	11,827	11,936	12,045

見込量の確保策

現に利用している就労継続支援（A型）事業所により、見込量は確保できると考えます。

(6) 就労継続支援（B型）

一般企業による雇用等が困難な障害のある人に対し、就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識や能力の向上のために必要な訓練などを行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、概ね計画どおり推移しています。

図表3-23 就労継続支援（B型）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	885	883	920	945	955	996
利用延日数（日／月）	15,930	15,793	16,560	17,109	17,190	17,922

第7期計画の見込量

特別支援学校高等部卒業生による新規利用など、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-24 就労継続支援（B型）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	1,050	1,106	1,166
利用延日数（日／月）	18,888	19,907	20,980

見込量の確保策

現に利用している就労継続支援（B型）事業所に加え、新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(7) 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て、一般企業に雇用された障害のある人に対し、一般就労に伴う生活の課題に対応できるよう、一般企業や自宅等を訪問等し、必要な連絡調整、指導、助言等を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、やや増加していますが、計画を下回って推移しています。

図表3-25 就労定着支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	40	29	50	31	60	34

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえるとともに、利用者数の増加等を成果目標に掲げていることから、次のとおり見込みます。

図表3-26 就労定着支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	36	38	41

見込量の確保策

現に利用している就労定着支援事業所により、見込量は確保できると考えます。なお、ハローワークや特別支援学校、相談支援事業所などの関係機関等と連携を図るなど、就労定着支援のさらなる利用促進に努めます。

(8) 療養介護

医療を必要とし、常時介護を要する障害のある人に対し、主として昼間に、機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、日常生活の世話を医療機関併設の施設で行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおりに推移しています。

図表3-27 療養介護の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	93	92	93	94	93	95

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、概ね横ばいで推移すると見込みます。

図表3-28 療養介護の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	95	96	96

見込量の確保策

現に利用している療養介護事業所により、見込量は確保できると考えます。

(9) 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護を行う人の疾病やその他の理由により、障害のある人が施設へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを受けるサービスです。

第6期計画と実績

利用者数、利用延日数とも、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、計画を下回って推移しています。

図表3-29 短期入所（ショートステイ）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	120	83	125	68	130	90
利用延日数（日／月）	600	425	625	314	650	450

第7期計画の見込量

今後は、再び、介助者へのレスパイトや障害のある人の自立のための訓練等のための利用が増加すると見込み、次のとおりとします。

図表3-30 短期入所（ショートステイ）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	99	109	120
利用延日数（日／月）	505	566	635

見込量の確保策

現に利用している短期入所（ショートステイ）事業所により、見込量は確保できると考えますが、医療的ケアを必要とする障害のある人等の一時的な預け入れ先や介助者のレスパイトの観点から、新規事業者の参入の促進を図るなどし、見込量の確保に努めます。

Ⅲ 居住系サービス

利用者にとって、真に必要な施設入所支援のサービスの確保を図るとともに、地域における居住の場である共同生活援助（グループホーム）やひとり暮らしを支援する自立生活援助のサービスを確保することにより、施設入所や入院からの地域生活への移行や継続を支援します。

(1) 自立生活援助

施設入所や入院、グループホームの利用を経て、ひとり暮らしを希望する知的・精神障害のある人等に対し、地域での生活を支援するため、定期的な巡回訪問や随時の対応などにより、情報提供、助言、その他の必要な援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、計画を下回って推移しています。

図表3-31 自立生活援助の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	5	0	10	6	15	6

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-32 自立生活援助の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	6	6	6

見込量の確保策

現に利用している自立生活援助事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 共同生活援助（グループホーム）

障害のある人に対し、主として夜間や休日において、共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、その他の必要な日常生活上の援助を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、増加しており、計画をやや上回って推移しています。

図表3-33 共同生活援助（グループホーム）の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	364	386	378	393	392	411

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-34 共同生活援助（グループホーム）の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	429	449	469

見込量の確保策

現に利用している共同生活援助事業所（グループホーム）に加え、新規開設等が見込まれることから、必要に応じて支援するなどし、見込量の確保に努めます。

(3) 施設入所支援

施設に入所する障害のある人に対し、主として夜間に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談、その他の必要な日常生活上の援助を行うサービスです。なお、昼間は、施設障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援B型等）を利用します。

第6期計画と実績

利用者数は、計画をやや上回って推移しています。

図表3-35 施設入所支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	432	438	430	436	429	436

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、ほぼ横ばいで推移すると見込みます。

図表3-36 施設入所支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	436	436	435

見込量の確保策

現に利用している施設入所支援事業所（入所施設）により、見込量は確保できると考えます。

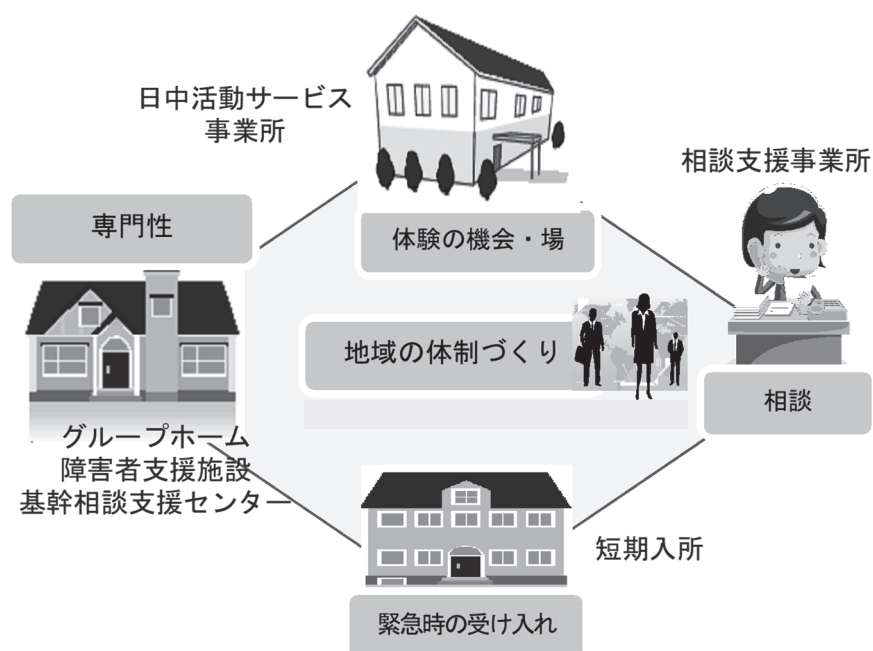
(4) 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討するものです。

富山市では、地域生活支援拠点等（地域における複数の機関が分担して機能を担う体制「面的な体制」）を整備し、富山市障害者自立支援協議会において、その運用状況を検証、検討しています。

引き続き、地域生活支援拠点等の有する機能を確保しつつ、コーディネーターの配置を検討するなど、効果的な支援体制と緊急時の連絡体制の構築に努めるとともに、富山市障害者自立支援協議会において、年1回、その運用状況を検証、検討します。

図表3-37 地域生活支援拠点等有する機能のイメージ



IV 相談支援等

基幹相談支援センターにおける相談支援事業所との連携を強化するとともに、相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、相談支援の質の向上に努めます。

(1) 計画相談支援

障害福祉サービス等を利用するためのサービス等利用計画の作成や見直しについて相談支援を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、計画を下回って推移しています。

図表3-38 計画相談支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	950	811	970	801	990	825
【参考】 支給決定者数(人)	3,060	3,040	3,140	3,166	3,220	3,265

第7期計画の見込量

利用者数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-39 計画相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	850	875	902
【参考】 支給決定者数(人)	3,367	3,473	3,582

見込量の確保策

現に利用している相談支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(2) 地域移行支援

入所している障害のある人や入院している精神障害のある人に対し、地域生活に移行するための相談支援を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、若干数となっています。

図表3-40 地域移行支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	2	0	3	1	4	1

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、若干数の利用を見込みます。

図表3-41 地域移行支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	2	2	2

見込量の確保策

現に利用している相談支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 地域定着支援

施設・病院から退所・退院し、地域生活が不安定な障害のある人に対し、常時の連絡体制や緊急時の相談支援を行うサービスです。

第6期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおりに推移しています。

図表3-42 地域定着支援の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	44	47	46	48	48	50

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-43 地域定着支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	51	53	55

見込量の確保策

現に利用している相談支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(4) 基幹相談支援センターの設置

総合的な相談支援や地域の相談支援体制の強化、関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制の充実・強化を図るものです。

富山市では、基幹相談支援センターを設置し、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に取り組んでいます。

引き続き、基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員を1人配置します。また、毎年度、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援の強化等に向け、相談支援事業所との連携を強化し、必要に応じて、個別事例における専門的な助言や指導、支援内容の検証等に努めます。

(5) 地域のサービス基盤の開発・改善

地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において地域サービス基盤の開発・改善等を行う体制を確保するものです。

富山市では、富山市障害者自立支援協議会を設置して年2回程度開催するとともに、より専門的な支援方策等を検討するため、相談支援事業所等の参画のもと、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングを設置してそれぞれ年12回程度開催しています。また、権利擁護部会を設置し、障害者虐待に関する情報共有や課題の検討を年1回程度開催しています。こうした機会を通じて、地域の関係機関等と連携を図り、障害のある人を支えるネットワークの構築に努めています。

引き続き、富山市障害者自立支援協議会を年2回程度開催、相談支援ワーキングと専門支援ワーキングをそれぞれ年12回程度開催、権利擁護部会を年1回程度開催し、地域の関係機関等と連携を図り、事例の検討なども含め、地域サービス基盤の開発・改善等に努めます。

V 発達障害のある人等に対する支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援には、本人やその家族等への支援が重要であるため、富山県発達障害者支援センター「ほっぷ」などの関係機関等と連携し、支援体制の確保に努めます。

(1) 発達障害のある人とその家族等への支援

発達障害のある人の早期発見・早期支援のため、障害のある児童の保護者等がその児童の発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようにするためのペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施するものです。

引き続き、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等を実施する体制の確保を図るとともに、発達障害のある人とその家族等が互いの悩みを共有したり、情報交換を行う交流の場等であるピアサポートの活動の支援に努めます。

VI 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域づくりを進めるため、支援体制の確保に努めます。

(1) 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健、医療、福祉等の関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するものです。

富山市では、これまで、精神障害のある人の地域移行等への支援に関する協議の場として、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場」を開催しています。

引き続き、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進のための協議の場」を年1回開催し、精神障害のある人の地域移行等の支援について協議します。

(2) 精神障害のある人の地域移行・定着支援等の推進

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、精神保健医療福祉体制の基盤整備等を一層推進するため、精神障害のある人に対する地域移行・定着支援等の必要なサービス量を見込むものです。

第7期計画の見込量

各サービスの全体の見込量等を踏まえ、精神障害のある人の利用者数を次のとおり見込みます。

図表3-44 精神障害のある人の地域移行・定着支援等の見込量（人／月）

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	1	1	1
地域定着支援	44	46	48
共同生活援助	134	140	147
自立生活援助	3	3	3
自立訓練（生活訓練）	26	27	27

見込量の確保策

現に利用している事業所により、見込量は確保できると考えます。

Ⅶ 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果、指導監査結果の共有を通じて障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

(1) 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加を通じて障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、担当課職員が富山県等が実施する研修等に毎年度参加し、集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます。

(2) 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析、活用し、サービス提供事業者等と情報共有を図る体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、年1回実施する集団指導等を通じて障害福祉サービス事業者等との情報共有に努めます。

(3) 指導監査結果の共有

指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査を適正に実施するとともに、都道府県等と連携して実施する指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の結果を共有する体制を構築することにより、障害福祉サービス等の質の向上を図るものです。

引き続き、年1回、指導監査を適正に実施するとともに、富山県等との情報共有に努めます。

※「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有」と「指導監査結果の関係自治体との共有」については、県が行っている「事業所説明会」にて、各事業所・自治体へ国保連請求の審査内容や指導監査の結果などの報告を行うこととしています。

5 地域生活支援事業の見込量と確保策

I 事業の概要

地域生活支援事業は、障害のある人が地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスの利用者の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的、効率的に実施するものです。地域生活支援事業には、「必須事業」と市町村の判断により実施する「任意事業」があります。地域生活支援事業を実施するにあたっては、効率性、効果性の観点から、真に必要なサービスの見直しなどを図るとともに、サービス利用に際しては、利用者負担など、公平性の確保に努めます。

図表3-45 富山市が実施する事業

区 分		事業名
地 域 生 活 支 援 事 業	必 須 事 業	理解促進研修・啓発事業
		自発的活動支援事業
		相談支援事業
		成年後見制度利用支援事業
		成年後見制度法人後見支援事業
		意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
		手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
		日常生活用具給付等事業
		移動支援事業
		地域活動支援センター機能強化事業
	任 意 事 業	訪問入浴サービス事業
		日中一時支援事業
		生活訓練等支援事業
		社会参加支援事業

Ⅱ 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対し、幅広く障害や障害のある人への理解を深めるため、イベントや広報活動等を行う事業です。

障害のある人等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人への理解につながるイベント等をはじめとする研修・啓発や、事業者の合理的配慮の法的義務化（令和6年4月施行）の周知などを通じて、地域住民への働きかけを強化することにより、地域共生社会の実現を図ります。

○療育相談会や啓発講習会等を通じて、障害のある人自身が障害のない人々と同様に社会生活を営みその能力を活用できるように支援することを目的とした、

- ・ 啓発事業（障害者団体への補助）
- ・ 障害者ナイスファミリー育成事業（障害のある児童とその保護者を対象とする親子活動や勉強会等福祉活動事業に対する補助）

に対し、今後も継続して事業補助を行います。

○障害福祉のしおり（各種の福祉制度を紹介した冊子）を作成し、障害者手帳交付時等に配布するとともに、市ホームページに掲載します。なお、視覚障害のある人のための点字版での情報提供に加え、障害特性に応じたわかりやすい情報提供のあり方について検討します。

○障害者週間（12月3日～9日）に合わせて、障害のある人が制作した手芸、絵画、書、工芸品等を一堂に展示し、公開することにより、障害のある人に対する理解と啓発を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人やその家族、地域の住民等による交流活動などの自発的な取り組みを支援する事業です。

障害のある人やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、精神障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるノーマライゼーション社会の実現を図ります。

○メンタルヘルスサポーター育成研修（精神科疾患の理解と地域の支援者としての知識習得のための研修会）を実施します。

○富山市メンタルヘルスサポーター連絡会によるこころのサポーター活動（訪問、電話による見守り、ケア会議への出席、地域作業所等へのボランティア活動）、地域住民への広報・普及啓発、心の健康づくり事業（ひだまりサロン、家族教室、講演会等への協力）を委託事業として実施します。

○精神障害者家族支援事業を実施します。

(3) 相談支援事業

障害のある人やその介助者、保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護等のため、引き続き、以下の事業に取り組みます。

○障害者相談支援事業

障害のある人やその介助者、保護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行い、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

○基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を実施し、相談支援機能の強化を図ります。

○住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸住宅への入居を希望していても、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害のある人の支援に努めます。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的・精神障害のある人に代わって、市長が家庭裁判所に申し立てを行うとともに、申し立てに要する費用や後見人等への報酬など、制度を利用する際に必要な経費の一部を助成する事業です。

第6期計画と実績

利用者数は、市長申立、費用助成ともに、計画を下回って推移しています。

図表3-46 成年後見制度利用支援事業の第6期計画と実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数 (人／年)	市長申立	13	4	14	6	15	7
	費用助成	31	27	36	26	41	29

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-47 成年後見制度利用支援事業の見込量

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人／年)	市長申立	8	9	10
	費用助成	34	38	42

見込量の確保策

成年後見制度の利用の促進に関する法律を踏まえ、社会的に孤立しがちな知的・精神障害のある人の成年後見制度の利用に要する費用や報酬の助成対象を拡大し、引き続き、成年後見制度の積極的な活用を促進します。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行う法人を確保するとともに、市民後見人の活用を含めた法人後見の支援を行う事業です。

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含む法人後見の活動を支援することにより、障害のある人の権利擁護に努めます。

(6) 意思疎通支援事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

意思疎通支援事業は、聴覚障害などのため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者などの派遣を行うとともに、手話通訳者を設置する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業は、聴覚障害のある人などの意思疎通を支援するため、手話通訳者、要約筆記者などの広域的な派遣等を行う事業で、富山県の事業の実施状況を踏まえつつ、今後、必要に応じて、事業の実施を検討します。

第6期計画と実績

意思疎通支援事業の手話通訳者派遣回数、要約筆記者派遣回数とも、概ね計画どおり推移しています。なお、手話通訳士（非常勤）を1人配置しています。

図表3-48 意思疎通支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
手話通訳者派遣回数(人/月)	31	33	29	28	28	30
要約筆記者派遣回数(人/月)	3	1	2	2	2	2
手話通訳者設置力所(力所)	1	1	1	1	1	1

第7期計画の見込量

意思疎通支援事業は、令和3年度から令和5年度までの実績を踏まえつつ、令和4年に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の普及を勘案し、次のとおり見込みます。

図表3-49 意思疎通支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣回数(人/月)	33	34	35
要約筆記者派遣回数(人/月)	3	4	5
手話通訳者設置力所(力所)	1	1	1

見込量の確保策

富山市聾唖福祉協会と連携し、派遣体制の整備を図ることにより、見込量は確保できると考えます。なお、筆談など、障害特性に応じた意思疎通支援の普及に取り組みます。

(7) 手話奉仕員養成研修事業・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、日常会話程度の手話表現技術を習得する手話奉仕員の養成研修を実施する事業です。専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業は、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術、基本技術を習得する手話通訳者や要約筆記に必要な要約技術、基本技術を習得する要約筆記者の養成研修を行う事業で、失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業等も含め、富山県の事業の実施状況を踏まえつつ、今後、必要に応じて、事業の実施を検討します。

第6期計画と実績

手話奉仕員養成研修の入門講座修了者数は概ね計画を下回り、基礎講座修了者数は概ね計画どおり推移しています。

図表3-50 手話奉仕員養成研修事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
入門講座修了者数（人／年）	39	30	38	23	37	37
基礎講座修了者数（人／年）	18	10	16	17	14	14

第7期計画の見込量

手話奉仕員養成研修事業は、令和3年度から令和5年度までの実績等を踏まえつつ、令和4年に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の普及を勘案し、次のとおり見込みます。

図表3-51 手話奉仕員養成研修事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入門講座修了者数（人／年）	40	40	40
基礎講座修了者数（人／年）	20	20	20

見込量の確保策

富山市社会福祉協議会と連携し、受講者の確保に努めます。

(8) 日常生活用具給付等事業

障害のある人に対し、「介護・訓練支援用具（入浴担架、特殊寝台など）」「自立生活支援用具（入浴補助用具、便器など）」「在宅療養等支援用具（電気式たん吸引器など）」「情報・意思疎通支援用具（携帯用会話補助装置など）」「排泄管理支援用具（ストーマ用装具、紙おむつなど）」「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の6種類の日常生活用具を給付または貸与する事業です。

第6期計画と実績

いずれの用具も、概ね横ばいで推移しています。

図表3-52 日常生活用具給付等事業の第6期計画と実績 (件/月)

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
介護・訓練支援用具	2	1	2	2	2	2
自立生活支援用具	4	3	4	1	4	2
在宅療養等支援用具	6	3	7	4	8	4
情報・意思疎通支援用具	5	4	5	2	5	3
排泄管理支援用具	848	848	835	694	823	771
居宅生活動作補助用具	1	1	1	1	1	1

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-53 日常生活用具給付等事業の見込量 (件/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	2	2	2
自立生活支援用具	3	3	3
在宅療養等支援用具	4	4	4
情報・意思疎通支援用具	5	5	5
排泄管理支援用具	800	800	800
居宅生活動作補助用具	1	1	1

見込量の確保策

事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付等に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外における移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等に参加するため、外出時の移動を支援する事業です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、概ね計画どおり推移しています。

図表3-54 移動支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利 用 者 数（人／月）	58	45	59	62	60	66
利用延時間数（時間／月）	638	493	649	597	660	636

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、引き続き、やや増加すると見込みます。

図表3-55 移動支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利 用 者 数（人／月）	71	76	81
利用延時間数（時間／月）	679	725	774

見込量の確保策

現に利用している移動支援事業所により、見込量は確保できると思いますが、必要に応じて、新規開設等の促進に努めます。

(10)地域活動支援センター機能強化事業

障害のある人に対し、地域の実情に応じた創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの支援を行う事業です。

第6期計画と実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

図表3-56 地域活動支援センター機能強化事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
事業所数(カ所)	10	9	10	9	10	9
利用者数(人/年)	400	401	400	410	400	422

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、引き続き、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-57 地域活動支援センター機能強化事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業所数(カ所)	9	9	9
利用者数(人/年)	420	420	420

見込量の確保策

現に利用している地域活動支援センターにより、見込量は確保できると考えます。

Ⅲ 任意事業

(1) 訪問入浴サービス事業

身体に重度の障害のある人の居宅を訪問し、入浴サービスを提供する事業です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延回数ともに、概ね横ばいで、計画を下回って推移しています。

図表3-58 訪問入浴サービス事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	9	3	10	4	11	4
利用延回数（回／月）	40	13	45	13	49	15

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、今後、横ばいで推移すると見込みます。

図表3-59 訪問入浴サービス事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	4	4	4
利用延回数（回／月）	15	15	15

見込量の確保策

現に利用している訪問入浴サービス事業所により、見込量は確保できると考えますが、より円滑に利用できるよう、新規参入による新規登録を促します。

(2) 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場を一時的に提供することにより、その介助者の就労支援やレスパイトを提供する事業です。

第6期計画と実績

利用者数、利用延時間数ともに、新型コロナウイルスの感染拡大の影響等により、計画を下回って推移しています。

図表3-60 日中一時支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数（人／月）	193	130	196	167	199	165
利用延回数（回／月）	811	637	823	641	836	640

第7期計画の見込量

今後は、再び、介助者へのレスパイトのための利用が増加すると見込み、次のとおりとします。

図表3-61 日中一時支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人／月）	176	187	197
利用延回数（回／月）	697	753	809

見込量の確保策

現に利用している日中一時支援事業所により、見込量は確保できると考えます。

(3) 生活訓練等支援事業

障害のある人に対し、日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、知的障害者福祉事業、精神障害者支援事業、障害者福祉プラザにおいて実施している事業で、引き続き、以下の事業を実施します。

○知的障害者を対象にした買い物学習等の訓練

○障害者福祉プラザにおいて、生活の質の向上をめざしたパソコン教室等

○精神障害のある人が自立し安心して社会生活を営むために、居場所（ひだまりサロン）の提供やメンタルヘルスサポーターとの交流

○アルコールと健康についての教室の開催

(4) 社会参加支援事業

障害のある人の社会参加を促進するため、引き続き、以下の事業を実施します。

○スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

障害者福祉プラザの温水訓練施設や多目的ホールで各種スポーツ教室を開催するほか、団体、個人の利用者にスポーツやレクリエーションに必要な支援を行います。

○点字・声の広報等発行事業

点字・声の広報等を発行して、視覚障害のある人に必要な情報の提供に努めます。

○音訳・点訳・手話奉仕員養成研修事業

音訳奉仕員、点訳奉仕員、手話奉仕員を養成する講習会を開催します。

○自動車運転免許証取得助成事業

障害のある人が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。

○自動車改造費助成事業

障害のある人が障害ゆえの必要により、自ら運転する自動車を改造する際に要する費用の一部を助成します。

第6期計画と実績

スポーツ教室等開催回数が計画を上回って推移しているほかは、概ね計画どおり推移しています。

図表3-62 社会参加支援事業の第6期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
スポーツ教室等開催回数(回/年)	340	573	410	718	490	640
点字広報等発行点数(点/年)	25	25	25	25	25	25
奉仕員養成研修開催回数(回/年)	20	19	20	20	20	20
運転免許証取得助成件数(件/年)	1	1	1	1	1	1
自動車改造費助成件数(件/年)	15	15	15	10	15	16

第7期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの事業実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表3-63 社会参加支援事業の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ教室等開催回数(回/年)	650	650	650
点字広報等発行点数(点/年)	25	25	25
奉仕員養成研修開催回数(回/年)	20	20	20
運転免許証取得助成件数(件/年)	1	1	1
自動車改造費助成件数(件/年)	15	15	15

(5) 障害者虐待防止対策支援事業 ※地域生活支援促進事業

障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害のある人の権利利益の擁護を目的として、富山市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設置し、関係機関等による情報共有のための連携体制の整備や障害者虐待に関する課題等について協議します。

第4章

第3期障害児福祉計画

1 国の基本指針の概要

市町村障害児福祉計画は、児童福祉法において、国（こども家庭庁）の基本指針に即し、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る成果目標や障害福祉サービス等の見込量とその確保策などを定めることとされています。

令和5年5月に示された基本指針においては、児童発達支援センターの機能強化と地域におけるインクルージョン推進のための体制整備、医療的ケア児等に対する支援体制の充実などに向けた改正が行われるとともに、令和8年度を目途に、主に次の成果目標を基本に設定するよう示されました。

図表4－1 国の基本指針に示された市町村の成果目標

項 目	目 標
障害児通所支援の 提供体制の整備等	・児童発達支援センターを少なくとも1カ所以上設置するとともに、 <u>児童発達支援センター等を活用し、障害のある児童の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築</u>
	・主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所を少なくとも1カ所以上確保
	・医療的ケアを必要とする児童を支援するために保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者による連携・協議の場を設置するとともに、医療的ケアを必要とする児童に関するコーディネーターを配置

※下線は改正による追加事項を示しています。

2 第2期障害児福祉計画の成果

(1) 障害児通所支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの整備

令和5年度末までの目標である児童発達支援センター2カ所（富山市恵光学園と富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）を確保しています。

② 保育所等訪問支援体制の構築

令和5年度末までの目標である市内の保育所等訪問支援事業所2カ所に加え、さらに5カ所を確保しています。

③ 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保

令和5年度末までの目標である市内の児童発達支援事業所4カ所の確保には至らないものの、2カ所を確保しています。

④ 主に重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

令和5年度末までの目標である市内の放課後等デイサービス事業所5カ所を確保しています。

⑤ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

令和5年度末までの目標どおり、富山市障害者自立支援協議会において、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者によるこども発達支援ワーキングを開催し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター1人を配置しています。

3 第3期障害児福祉計画の成果目標

(1) 障害児通所支援の提供体制の整備等

① 児童発達支援センターの機能強化

児童発達支援センター2カ所（富山市恵光学園と富山県リハビリテーション病院・こども支援センター）を確保するとともに、富山市恵光学園と障害児通所支援事業所等との連携や保育所等訪問支援等を活用したによる支援体制の強化に努め、地域における共生社会を推進する体制の構築を図ります。

② 主に重症心身障害のある児童を支援する児童発達支援事業所の確保

既存の児童発達支援事業所2カ所の確保を図ります。

③ 主に重症心身障害のある児童を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

既存の放課後等デイサービス事業所5カ所の確保を図ります。

④ 医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築

富山市障害者自立支援協議会において、保健・医療、障害福祉、保育、教育等の関係者によるこども発達支援ワーキングを毎年度開催し、医療的ケアを必要とする児童の支援について協議するとともに、コーディネーター1人を配置します。

4 障害児通所支援等の見込量と確保策

I 障害児通所支援

利用者のニーズに応じて、障害児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を提供するサービス）の確保と事業所への指導によるサービスの向上に努めます。

(1) 児童発達支援

集団療育や個別療育を行う必要がある未就学の障害のある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。なお、令和6年度から、障害種別にかかわらず障害のある児童を支援できるよう、医療型児童発達支援と一元化されます。

第2期計画と実績

利用児数は概ね計画どおり推移しているものの、利用延日数は計画を上回って推移しています。

図表4-2 児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数（人／月）	387	365	402	397	417	432
利用延日数（日／月）	1,945	1,929	2,020	2,339	2,095	2,416

第3期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-3 児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数（人／月）	470	512	558
利用延日数（日／月）	2,631	2,866	3,121

見込量の確保策

現に利用している児童発達支援事業所に加え、新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(2) 放課後等デイサービス

就学している障害のある児童に、放課後や夏休み等の学校の休業日において、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

利用児数、利用延日数ともに、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-4 放課後等デイサービスの第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	760	758	820	875	880	945
利用延日数(日/月)	9,120	8,879	9,840	10,584	10,560	11,057

第3期計画の見込量

児童発達支援の利用状況などを踏まえると、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-5 放課後等デイサービスの見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数(人/月)	1,021	1,102	1,190
利用延日数(日/月)	11,941	12,896	13,928

見込量の確保策

現に利用している放課後等デイサービス事業所に加え、新規開設等が見込まれることから、見込量は確保できると考えます。

(3) 保育所等訪問支援

訪問支援員が障害のある児童の通う保育所等を訪問し、障害のある児童が他の児童との集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

利用児数は、計画を上回って推移しています。

図表4-6 保育所等訪問支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	2	1	2	8	2	15
利用延日数(日/月)	—	1	—	8	—	23

第3期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、次のとおり見込みます。

図表4-7 保育所等訪問支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数(人/月)	20	25	30
利用延日数(日/月)	30	38	45

見込量の確保策

現に利用している保育所等訪問支援事業所により、見込量は確保できると考えますが、必要に応じて、新規開設等の促進に努めます。

(4) 居宅訪問型児童発達支援

サービスを受けるために外出することが著しく困難な、重度の障害のある児童に対し、その居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導などの支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

令和3年度から令和5年度までの間は、利用がありません。

図表4-8 居宅訪問型児童発達支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用児数(人/月)	1	0	2	0	3	0
利用延日数(日/月)	10	0	20	0	30	0

第3期計画の見込量

令和3年度から令和5年度までの間の利用実績はありませんが、必要に応じてサービスを提供することとし、以下のとおり見込みます。

図表4-9 居宅訪問型児童発達支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用児数(人/月)	1	1	1
利用延日数(日/月)	10	10	10

見込量の確保策

事業者の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を実施していきます。

Ⅱ 障害児相談支援等

基幹相談支援センターにおける障害児相談支援事業所との連携を強化するとともに、障害児相談支援を行う人材育成、個別事例における専門的な助言や指導、情報の収集や提供等を行い、障害児相談支援の質の向上に努めます。

(1) 障害児相談支援

障害のある児童が障害児通所支援を利用する際に利用計画を作成し、利用開始以降、一定期間ごとにモニタリングなどの支援を行うサービスです。

第2期計画と実績

利用者数は、増加しており、計画を上回って推移しています。

図表4-10 障害児相談支援の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
利用者数(人/月)	365	376	380	423	395	453
【参考】 支給決定者数(人)	1,230	1,263	1,330	1,392	1,430	1,489

第3期計画の見込量

利用者数は、令和3年度から令和5年度までの利用実績等を踏まえ、引き続き、増加すると見込みます。

図表4-11 障害児相談支援の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人/月)	484	518	554
【参考】 支給決定者数(人)	1,594	1,705	1,825

見込量の確保策

現に利用している障害児相談支援事業所により、見込量は確保できると考えますが、必要に応じて、新規開設等の促進に努めます。

(2) 医療的ケア児支援コーディネーターの配置

医療的ケアを必要とする児童の支援体制の構築に向け、多分野にまたがる支援の利用を調整するコーディネーターを配置するものです。

第2期計画と実績

コーディネーターの配置人数は、計画どおり推移しています。

図表4-12 医療的ケア児支援コーディネーターの配置の第2期計画と実績

区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	見込み
配置人数（人）	1	1	1	1	1	1

第3期計画の見込量

引き続き、コーディネーターを配置していくこととし、次のとおり見込みます。

図表4-13 医療的ケア児支援コーディネーターの配置の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配置人数（人）	1	1	1

見込量の確保策

富山県が開催する医療的ケア児コーディネーター研修の受講を促進するなどし、必要に応じて、確保に努めます。

第5章

計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 総合的な推進体制

障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供等を円滑に実施するため、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づく「富山市障害者自立支援協議会」を設置しています。富山市障害者自立支援協議会は、福祉、医療・保健、教育、就労などの分野の支援者や有識者、障害者団体等の代表者などにより構成し、幅広い意見の聴取に努めています。

第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の推進にあたっては、富山市障害者自立支援協議会において、障害福祉サービス等や障害児通所支援等の提供状況等について協議するとともに、関係部局との連携や市民との協働の一層の推進を図ります。

(2) 関係機関との連携支援体制

関係機関との緊密な連携を図るため、障害者総合支援法第89条の3の規定に基づく「富山市障害者自立支援協議会」を設置しています。また、富山市障害者自立支援協議会に相談支援ワーキングと課題ごとの専門ワーキングを設け、関係機関とのより綿密な連携、協議を行っています。

障害のある人に対する虐待の防止に向けては、富山市障害者自立支援協議会に権利擁護部会を設け、警察、弁護士会、法務局、富山県障害者権利擁護センター、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、民生委員・児童委員、関係職員などからなるネットワークの構築に取り組むとともに、必要に応じて、ケース会議を開催するなど、関係機関の連携を図っています。

今後も、富山市障害者自立支援協議会を通じて、関係機関と緊密に連携し、障害のある人の支援やその体制の整備を図ります。

2 進捗管理

(1) 進捗の把握と分析・評価

第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画に示す成果目標については、毎年、進捗を把握し、分析・評価を行い、その結果を富山市障害者自立支援協議会に報告します。なお、活動指標（障害福祉サービス等と障害児通所支援等の見込量）については、適宜、進捗の把握に努めます。

(2) 計画や方策の見直し

第7期富山市障害福祉計画・第3期富山市障害児福祉計画の成果目標の分析・評価の結果や富山市障害者自立支援協議会における協議、さらには、経済や社会の情勢の変化などの国の障害者施策や関連施策の動向などを踏まえ、必要に応じて、計画や方策の見直しを行います。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内 容
令和5年8月24日	第1回富山市障害者自立支援協議会 (次期富山市障害福祉計画・障害児福祉計画の策定等について)
令和5年10～11月	障害者団体(8団体)アンケート調査 →概要は第2章の25・26頁を参照
令和5年12月18日	第2回富山市障害者自立支援協議会 (第7期富山市障害福祉計画(案)及び第3期富山市障害児福祉計画(案)の策定について)
令和5年12月27日～令和6年1月10日	パブリックコメントの実施 → 2人(5件)
令和6年1月23日	第3回富山市障害者自立支援協議会 (第7期富山市障害福祉計画(案)及び第3期富山市障害児福祉計画(案)の策定等について)

2 富山市障害者自立支援協議会

○富山市附属機関設置条例（抄）

平成27年3月26

富山市条例第1号

（趣旨）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき、附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 執行機関に別表に掲げる附属機関を置き、その所掌事務並びに委員の定数及び任期は、同表に定めるとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、執行機関は、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 執行機関は、前項の規定により附属機関を設置するときは、あらかじめ、その所掌事務並びに委員の定数及び任期その他必要な事項を告示しなければならない。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に、同表に掲げる附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、当該委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、同表の規定にかかわらず、従前の合議体の委員としての任期の残任期間とする。

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名称	所掌事務	委員の定数	委員の任期
富山市障害者自立支援協議会	障害者等への支援体制に関する事項について審議する事務	20人以内	2年

○富山市障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市附属機関設置条例第3条の規定に基づき、富山市障害者自立支援協議会の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関すること
- (2) 基幹相談支援室の事業検証等に関すること
- (3) 個別事例への支援のあり方に関すること
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること
- (5) 地域生活を支援する体制整備に関すること
- (6) 障害者計画及び障害福祉計画に関すること
- (7) 障害者虐待の防止等に関すること
- (8) その他障害者の保健福祉向上のため必要となる事項

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉・保健事業等の関係者
- (3) 障害者施設の代表者
- (4) 障害者関係団体の代表者
- (5) 教育・雇用機関の代表者
- (6) その他市長が必要と認める者

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(相談支援ワーキング)

第6条 相談支援に関する課題を検討すること及び協議会を円滑に運営するため、相談支援ワーキングを設置することとする。

2 相談支援ワーキングは、行政及び委託相談支援事業者により組織する。

3 相談支援ワーキングは、協議会に参画する。

(専門支援ワーキング)

第7条 専門的分野（発達障害、就労等）の支援方策や福祉サービス以外の支援、サービス基盤の欠如等の問題への対応のあり方等を検討するため、随時、各専門支援ワーキングを設置することとし、専門支援ワーキングはその協議結果を相談支援ワーキング及び協議会に報告しなければならない。

(権利擁護部会)

第8条 障害者虐待に関わる情報を共有し、課題を検討することにより、障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制を構築するため、随時、権利擁護部会を設置することとし、権利擁護部会はその協議結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

平成26年2月1日からの任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

○富山市障害者自立支援協議会委員名簿

【委員任期】 令和4年4月1日～令和6年3月31日

【委員数】 20人

構成区分			氏 名	所属・役職等	委員区分
学識経験者等			宮田 徹	富山国際大学子ども育成学部教授	副会長
			吉本 博昭	医師（知的・精神） 富山市地域精神保健福祉推進協議会会長	委 員
			石田 陽一	医師（身体） 富山市病院事業管理者	委 員
行政	国の機関	法務支局、労働局、公共職業安定所等	吉田 勉	富山公共職業安定所所長	委 員
関係機関	当事者	障害者団体、家族会等	大西 貞夫	富山市身体障害者福祉協議会会長	委 員
			中田 隆志	富山市手をつなぐ育成会会長	委 員
			長澤 正雄	富山市精神障害者家族会等連絡会代表	委 員
	教育	校長会、PTA連合会等	西田 弥佳	富山県特別支援学校校長会（富山県立富山聴覚総合支援学校校長）	委 員
	福祉等	市町村社会福祉協議会、相談支援事業者（基幹相談支援センター、市町村障害者相談支援事業者）、民生・児童委員等	高城 繁	富山市社会福祉協議会会長	会 長
			山村 敏博	富山市民生委員児童委員協議会会長	委 員
			中井 義則	富山市自治振興連絡協議会副会長	委 員
			土肥裕美子	富山県難病相談・支援センター統括相談支援員	委 員
			野口 雅司	富山市地域包括支援センター連絡協議会会長	委 員
			井波 博典	障害者支援施設高志ライフケアホーム所長	委 員
			前島 靖彦	社会福祉法人セーナー苑副苑長	委 員
			中島 昌未	社会福祉法人フレンドリー会統括施設長	委 員
			塚原 久永	社会福祉法人秀愛会理事長	委 員
	医療及び保健	医師、歯科医師、保健師、看護師等	舟坂 雅春	公益社団法人富山市医師会会長	委 員
			稲村 睦子	公益社団法人富山県看護協会会長	委 員
	事業者	商工会議所	橋本 英徳	富山商工会議所事務局長	委 員

※敬称略



**第7期富山市障害福祉計画
第3期富山市障害児福祉計画**

発行年月 令和6年3月

発 行 富山市

編 集 福祉保健部障害福祉課

こども家庭部こども健康課

〒930-8510 富山市新桜町7番38号

TEL:076-443-2254/2279

FAX:076-443-2143/2169

第7期富山市障害福祉計画
第3期富山市障害児福祉計画



令和6年3月
富山市